



県 章

三重県公報

平成19年3月30日(金)

第 1867 号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則

三重県公印規則の一部を改正する規則.....	(法務・文書室)	3
学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則.....	(健康福祉総務室)	4
母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則.....	(こども家庭室)	4
三重県介護支援専門員実務研修受講試験規則の一部を改正する規則.....	(長寿社会室)	5
三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	(地球温暖化対策室)	9
三重県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則.....	(企業立地室)	10
三重県建設工事執行規則の一部を改正する規則.....	(建設業室)	14
三重県道路占用等に関する規則の一部を改正する規則.....	(道路保全室)	17
三重県証紙条例施行規則の一部を改正する規則.....	(出納局)	19
三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則.....	(警察本部)	19

人事委規則

三重県人事委員会規則 7 12 (職員の管理職手当に関する規則)の一部を改正する規則.....	(人事委員会)	19
三重県人事委員会規則 7 16 (職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則)の一部を改正する規則.....	(同)	27
三重県人事委員会規則 7 50 (管理職員特別勤務手当に関する規則)の一部を改正する規則.....	(同)	28
三重県人事委員会規則12 4 (管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則.....	(同)	28
三重県人事委員会規則12 6 (四日市港管理組合の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則.....	(同)	29
三重県人事委員会規則12 13 (公益法人等への職員の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則.....	(同)	29

公安委規則

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則.....	(公安委員会)	29
三重県放置違反金の納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則	(同)	30

告 示

政策部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示.....	(政策総務室)	31
工業等に係る試験研究機関の機械、器具その他の設備の使用料の額の一部を改正する告示.....	(科学技術振興センター)	32
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託について規約を定めた旨.....	(給与福利室)	33
全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更.....	(予算調整室)	33
関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部変更.....	(同)	33
防災危機管理部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示.....	(危機管理総務室)	33
生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示.....	(生活総務室)	34
口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の指定の一部を改正する告示...	(情報公開室)	34
三重県総合文化センターの利用料金の承認.....	(文化振興室)	35
健康福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示.....	(健康福祉総務室)	43
地方自治法施行令第158条第1項の規定による賃貸料の徴収事務の委託.....	(同)	46

生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定.....	(生活保障室)	46
生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出.....	(同)	46
生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出.....	(同)	47
生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出.....	(同)	47
生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定.....	(同)	47
生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出.....	(同)	49
生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出.....	(同)	49
地方自治法施行令第158条第1項の規定による貸付金の償還金の収納事務の委託.....	(こども家庭室)	50
児童福祉法施行細則第22条の規定による徴収額の一部改正.....	(同)	50
児童福祉法施行細則の規定による支払を命ずる額を廃止する告示.....	(同)	50
児童福祉法施行細則第32条の規定により、児童福祉法第50条第5号に規定する費用の徴収額の一部改正.....	(同)	51
三重県歯科技工法施行細則の一部を改正する告示.....	(医療政策室)	51
介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の指定辞退の届出.....	(長寿社会室)	57
特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定の一部を改正する告示.....	(地球温暖化対策室)	57
中部国際空港の航空機騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定.....	(同)	58
悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の一部を改正する告示.....	(同)	58
土地配分計画の作成.....	(農地調整室)	58
三重県肥料分析規程を廃止する告示.....	(農水産物安全室)	58
地方卸売市場の開設を許可した旨.....	(同)	58
地方卸売市場における卸売業務を許可した旨.....	(同)	59
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出.....	(観光・交流室)	59
大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要.....	(同)	60
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出.....	(同)	61
大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要.....	(同)	62
大規模小売店舗立地法の規定による県の意見の概要.....	(同)	62
同件.....	(同)	62
道路の区域変更及びその関係図面の縦覧.....	(道路保全室)	63
道路の供用開始及びその関係図面の縦覧.....	(同)	64
公有水面竣功認可及びその関係書類の閲覧.....	(港湾・海岸室)	65
同件.....	(同)	65
三重県流域下水道普及啓発施設に係る使用料の徴収事務の委託.....	(下水道室)	66
三重県屋外広告物条例及び三重県屋外広告物条例施行規則の規定による区域及び区間の指定の一部を改正する告示.....	(建築開発室)	66
高齢者円滑入居賃貸住宅の指定登録機関からの登録事務を行う事務所の所在地の変更の届出.....	(住宅室)	67
出納員の所管に属する事務の一部を委任した会計職員.....	(出納局)	67
三重県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項及び第6条第1項の知事等が別に定めるもの.....	(同)	68
人事委告示		
労働基準法による適用事業所分類表の決定の一部改正.....	(人事委員会)	68
公安委告示		
幹部交番、交番、警察官駐在所及び検問所の名称、位置及び所管区の一部改正.....	(公安委員会)	68
訓令		
三重県公印取扱規程の一部を改正する訓令.....	(法務・文書室)	71
三重県電子署名の実施に関する訓令の一部を改正する訓令.....	(同)	72
三重県公文書管理規程の一部を改正する訓令.....	(同)	72
三重県宮川ダム管理規程を廃止する訓令.....	(河川室)	73

監査委員訓令
三重県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令..... (監 査 委 員) 73

公 告
土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧..... (農 地 調 整 室) 73
 同件..... (同) 74
 土地改良事業計画の変更及びその関係書類の縦覧..... (同) 74
 肥料取締法の規定による肥料の登録..... (農水産物安全室) 74
 肥料取締法の規定による肥料の登録有効期間の更新..... (同) 75
 肥料取締法の規定による肥料の登録事項の変更..... (同) 77
 肥料取締法の規定による肥料の登録の失効..... (同) 77
 建設業法の規定による営業の停止を命じた旨..... (建 設 業 室) 78
 同件..... (同) 78
 同件..... (同) 79
 同件..... (同) 79
 同件..... (同) 80
 基本測量が終了した旨の通知..... (公 共 用 地 室) 80
 都市計画の図書の写しの縦覧..... (都 市 政 策 室) 80
 同件..... (同) 81
 同件..... (同) 81
 同件..... (同) 81
 都市計画事業の事業計画の変更認可を受けた旨..... (同) 81
 同件..... (同) 81
 同件..... (同) 82
 同件..... (同) 82
 開発行為に関する工事の完了..... (建 築 開 発 室) 82

特定調達公告
落札者を決定した旨..... (出 納 局) 83

お 知 ら せ
一般競争入札の公告方法に関する三重県公報への登載について..... (出 納 局) 84

正 誤
平成18年 8 月 8 日付け三重県公報第1802号..... (森 林 振 興 室) 84
 平成18年12月 8 日付け三重県公報第1837号..... (道 路 保 全 室) 84

規 則

三重県公印規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年三月三十日

三 重 県 知 事 野 田 昭 彦

三重県規則第二十六号

三重県公印規則の一部を改正する規則

三重県公印規則（昭和三十一年三重県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二章第一項第五号中「出納長印」を「会計管理者印」に改め、同項第六号中「出納長職務代理者印」を「会計管理者事務代理者印」に改め、同項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、第十七号を削り、第十八号を第十六号とし、第十九号を第十七号とする。

第四章中「出納長印、出納長職務代理者印」を「会計管理者印、会計管理者事務代理者印」に改める。

別表中出納長印の項及び出納長職務代理者印の項を次のように改める。

会計 管理者 者印	カ三	三重県会計 管理者印	てん書	木	出納事務用	出納局
-----------------	----	---------------	-----	---	-------	-----

会計 管理者 事務代理 者印	カ三	三重県会計 管理者事務 代理者印	てん書	木	出納事務用	出納局
-------------------------	----	------------------------	-----	---	-------	-----

別表副出納長印の項を削り、同表出納員印の項中

「生活部(一)
県土整備部(二)(三)
(四)(五)
出納局(二)(三)(四)
(五)(六)(七)(八)(九)
(十)」

を

「総務部(一)
生活部(一)
県土整備部(二)(三)
(四)(五)
出納局(二)(三)(四)
(五)(六)(七)(八)(九)
(十)」

に、

「津建設事務所(一)」

を

「紀州県税事務所(一)
伊勢保健福祉事務所(一)
児童相談センター(一)(三)(四)
(五)(六)
四日市農林商工環境事務所(一)
津建設事務所(一)
科学技術振興センター
工業研究部(一)(三)(三の二)
水産研究部(一)(三)」

に改め、同表会計員印の項を削る。

附 則

- この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際地方自治法の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十二号)附則第三条第一項の規定により在職する出納長の任期中に限り、改正前の第二条第一項第五号及び第六号、第四条並びに別表出納長印の項及び出納長職務代理者印の項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布します。

平成十九年三月三十日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県規則第二十七号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(災害救助法施行細則の一部改正)

第一条 災害救助法施行細則(昭和四十年三重県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表一の八のイ中「盲学校、聾学校及び養護学校(以下「特殊教育諸学校」という。))を「特別支援学校」に、「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

(三重県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部改正)

第二条 三重県心身障害者扶養共済条例施行規則(昭和四十五年三重県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二号様式中「聴覚学校」を「特別支援学校」に、「特殊学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年三月三十日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県規則第二十八号

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和四十年三重県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一号様式、第一号様式の二、第十号様式及び第十号様式の二中「三重県知事様」を「三重県知事 〇〇」に

改める。

第十一号様式から第十三号様式までの規定中「三重県知事 様」を「三重県知事 へて」に改める。

第十四号様式から第十九号様式までの規定中「三重県知事様」を「三重県知事 へて」に改める。

第二十号様式中「三重県知事 様」を「三重県知事 へて」に改める。

第二十一号様式中「三重県知事様」を「三重県知事 へて」に改める。

第二十二号様式中

取りまとめ郵便局
三重県津中央郵便局 (郵便番号 514)

を

取りまとめ局
名古屋貯金事務センター (郵便番号 469 - 8794)

に、「三重県出納長様」を

「三重県会計管理者 へて」に改める。

第二十三号様式中「三重県出納長様」を「三重県会計管理者 へて」に

取りまとめ郵便局
三重県津中央郵便局 (郵便番号 514)

を

「

取りまとめ局
名古屋貯金事務センター (郵便番号 469 - 8794)

」に改める。

第二十四号様式中「福祉事務所長様」を「福祉事務所長 へて」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第一号様式、第二号様式の二、第十号様式、第十号様式の二、第十一号様式から第十三号様式まで、第十四号様式から第十九号様式まで、第二十号様式及び第二十一号様式の改正規定、第二十二号様式の改正規定（「三重県出納長様」を「三重県会計管理者 へて」に改める部分を除く）、第二十三号様式の改正規定（「三重県出納長様」を「三重県会計管理者 へて」に改める部分を除く）並びに第二十四号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）附則第三条第一項の規定により在職する出納長の任期中に限り、改正前の母子及び寡婦福祉法施行細則（以下「旧規則」といふ。）第二十二号様式及び第二十三号様式の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第二十二号様式中

「

取りまとめ郵便局
三重県津中央郵便局 (郵便番号 514)

」を

取りまとめ局
名古屋貯金事務センター (郵便番号 469 - 8794)

に、「三重県出納長様」を

「三重県出納長 へて」とし、旧規則第二十三号様式中「三重県出納長様」を

「

取りまとめ郵便局
三重県津中央郵便局 (郵便番号 514)

」を

取りまとめ局
名古屋貯金事務センター (郵便番号 469 - 8794)

」とする。

- この規則の施行前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

三重県介護支援専門員実務研修受講試験規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年三月三十日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県規則第二十九号

三重県介護支援専門員実務研修受講試験規則の一部を改正する規則

三重県介護支援専門員実務研修受講試験規則（平成十年三重県規則第五十号）の一部を次のように改正する。
第五条第一項中「知事」の下に「（介護保険法第六十九条の二十七第一項の規定により知事が指定する者（以

下「指定試験実施機関」といづ。)が試験の実施に関する事務を行う場合にあつては、当該指定試験実施機関次項及び次条において同じ。)を加える。

第七条中「知事」の下に「(介護保険法第六十九条の三十一第二項の規定により指定試験実施機関が知事の職権を行う場合にあつては、当該指定試験実施機関)」を加える。

第一号様式を次のように改める。

第 1 号様式 (その 1) (第 5 条関係)

受験番号※	受験会場※	保健福祉事務所※	免除形態※
-------	-------	----------	-------

三重県証紙※

介護支援専門員実務研修受講試験申込書

年 月 日

三重県知事 あて

(ふりがな)

氏 名 _____ 印 男 ・ 女 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 年齢 _____ 才

① 現 住 所 _____ TEL _____

勤務先名称 _____

① 勤務先 (住所) _____ (TEL) _____ 業務内容 _____

取得資格 無 ・ 有 _____

有の場合 ①法定資格名 _____ 取得年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ ②上記以外の資格名 取得年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

身体障害 無 ・ 有 _____

有の場合 受験に際しての配慮の希望の有無 無 ・ 有 _____

介護支援専門員実務研修受講試験を受験したいので申し込みます。

実務経験確認表 (受験資格に必要な実務経験について下記のとおり記入してください。)

勤務先名称	業 務 内 容	就 業 期 間	業 務 日 数	証 明 書 の 有 無	証 明 書 無 の 理 由
1		年 月 ~ 年 月			
2		年 月 ~ 年 月			
3		年 月 ~ 年 月			
4		年 月 ~ 年 月			
5		年 月 ~ 年 月			
合 計			年 月 日		

* 記入については、受験案内の記入要領を参考にしてください。

受験番号※ 受験会場※

氏 名 _____

3 cm × 4 cm
写
真

年 月 撮影

第 1 号様式 (その 2) (第 5 条関係)

受験番号※

受験会場※

免除形態※

介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書

年 月 日

指定試験実施機関 あて

(ふりがな)

氏 名 _____ 印 男 ・ 女

生年月日 _____ 年 月 日 年齢 _____ 才

① 現住所 _____ TEL _____

勤務先名称 _____

勤務先 (住所) _____ (TEL) _____ 業務内容 _____

取得資格 無 ・ 有 _____

有の場合 ①法定資格名 _____ 取得年月日 _____ 年 月 日

②上記以外の資格名 _____ 取得年月日 _____ 年 月 日

身体障害 無 ・ 有 _____

有の場合 受験に際しての配慮の希望の有無 無 ・ 有 _____

介護支援専門員実務研修受講試験を受験したいので申し込みます。

実務経験確認表 (受験資格に必要な実務経験について下記のとおり記入してください。)

	勤務先名称	業 内 容	就 業 期 間	業 日 数	証 明 書 の 有 無	証 明 書 無 の 理 由
1			年 月 ~ 年 月 (年 月)			
2			年 月 ~ 年 月 (年 月)			
3			年 月 ~ 年 月 (年 月)			
4			年 月 ~ 年 月 (年 月)			
5			年 月 ~ 年 月 (年 月)			
合 計				年 月 日		

* 記入については、受験案内の記入要領を参考にしてください。

受験番号※ 受験会場※

氏 名

3 cm × 4 cm
写
真

年 月 撮影

第二号様式及び第三号様式中「三重県知事 様」を「三重県知事 指定試験実施機関 〆て」に改める。

第四号様式中「三重県知事」を「三重県知事 指定試験実施機関」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年三月三十日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県規則第三十号

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則（平成十三年三重県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

十三 ダイオキシン類

第七条中「該当するもの（」の下に「燃料としてプラスチック、プラスチックを含有する固形化した燃料又は廃棄物固形化燃料（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第四条第一項第七号又は規定する固形燃料をいう。）（いずれも廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物でないものに限る。以下「プラスチック等燃料」という。）を使用しない施設であつて、」を加える。

第十七条第二号イ中「（昭和四十五年法律第百三十七号、以下「廃棄物処理法」という。）を削る。

別表第一第一号の項中「二〇平方メートル未満」の下に「であつて、かつ、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル未満」を加え、同表に次のように加える。

十二	燃料としてプラスチック等燃料を使用する施設であつて、大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）別表第一の第一号の項から第七号の項まで、第八号の二の項から第十一号の項まで、第十四号の項、第十八号の項、第二十一号の項及び第二十三号の項から第二十六号の項までに掲げる施設	
----	--	--

別表第三第二号の項中「七五センチメートル未満」を「（鉱物、土石又はセメントの用に供する施設にあつては、七五センチメートル未満であるものに限る。）に「〇・〇三立方メートル未満」を「（鉱物、土石又はセメントの用に供する施設にあつては、〇・〇三立方メートル未満であるものに限る。）」に改める。

別表第九第一号の項中「昭和四十三年政令第百二十九号」を削り、同表第二号の項を次のように改める。

二	塩化水素	令別表第一の第十六号の項から第十九号の項までに掲げる施設		二ミリグラム
		別表第一の第九号の項及び第十七号の項から第十九号の項までに掲げる施設	八〇〇ミリグラム	
		燃料としてプラスチック等燃料を使用する別表第一の第一号の項から第五号の項まで、第八号の項及び第十号の項から第十二号の項までに掲げる施設並びに同表第二十二号の項に掲げる施設のうち燃焼能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上の施設（以下この表において「プラスチック等燃料を使用する塩化水素排出基準適用施設」という。）	七〇〇ミリグラム	

別表第九に次のように加える。

十二	ダイオキシン類	燃料としてプラスチック等燃料を使用する別表第一の第二号の項から第五号の項まで、第八号の項及び第十号の項から第十二号の項までに掲げる施設並びに同表第二十二号の項に掲げる施設（以下この表においてこれらの施設を「プラスチック等燃料を使用するダイオキシン類排出基準適用施設」という。）のうち燃焼能力が一時間当たり四、〇〇〇キログラム以上の施設	〇・一ナノグラム	
		プラスチック等燃料を使用するダイオキシン類排出基準適用施設のうち燃焼能力が一時間当たり二、〇〇〇キログラム以上四、〇〇〇キログラム未満の施設	一ナノグラム	
		プラスチック等燃料を使用するダイオキシン類排出基準適用施設のうち燃焼能力が一時間当たり二、〇〇〇キログラム未満の施設	五ナノグラム	

別表第九の備考第一号の表第一号の項中「うち」を「うち」に改め、同表第二号の項中「うち」を「うち」に、「又は検知管法」を「若しくは硝酸銀法又は検知管法（硝酸銀法にあつては、プラスチック等燃料を使用する塩化水素排出基準適用施設において、大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省、通商産業省令第一号）別表第三の備考第二号に掲げる式により算出する場合に限る。）」に改め、同表に次のように加える。

十二	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第二条第一項第一号に定める方法（換算する酸素の濃度は、十二パーセントとする。）又は同項第四号に定める方法（燃焼能力が二時間当たり二〇〇キログラム未満の施設から排出される排出ガスを測定する場合に限る。）
----	---------	--

別表第九の備考に次のように加える。

五 この表の第十二号の項に掲げる基準は、ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第一に掲げる施設には適用しない。

六 ダイオキシン類の測定は、毎年一回以上行うこととする。

第三十四号様式中「三重県生活環境保全条例」を「三重県生活環境の保全に関する条例」に改める。

附 則

1 この規則は、平成十九年七月一日から施行する。ただし、第三十四号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に設置されている改正後の別表第九第十二号の項に規定するプラスチック等燃料を使用するダイオキシン類排出基準適用施設（設置の工事が着手されているものを含む。）に対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「〇・一ナノグラム」とあるのは「一ナノグラム」と、「一ナノグラム」とあるのは「五ナノグラム」と、「五ナノグラム」とあるのは「十ナノグラム」とする。

三重県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年三月三十日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県規則第三十二号

三重県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

三重県企業立地促進条例施行規則（平成十五年三重県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「県内常用雇用者 常用雇用者」を「県内雇用者 事業従事者」に改め、同項第七号を同項第十一号とし、同項第六号を同項第七号とし、同号の次に次の三号を加える。

八 過疎地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する市町の区域をいう。

九 準過疎地域 三重県準過疎地域自立促進要綱（平成十二年三重県告示第五百三十号）第二条に規定する準過疎地域をいう。

十 県南部地域 東紀州地域、鳥羽市、志摩市、大台町、南伊勢町及び大紀町の区域をいう。

第二条第二項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 県内常用雇用者 前二項の要件を満たした者をいう。

第四条第一項第三号中「製造業のうち」を削る。

第六条中「各号に掲げる」を「各号のいずれにも該当しない」に改め、同条第四号中「前三号」を「前五号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号を削り、同条第二号中「以内の」を「を超える」に改め、同号中「を」とし、八の次に次のように加え、同号を同条第五号とする。

二 県内雇用者の数

第六条第一号中「又は賃貸借契約の締結日の一月以内の」を「の一月を超える」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 企業の名称

第六条第二号の次に次の二号を加える。

三 操業開始の日

四 事業所の立地場所

第十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

第十三条第一項中「東紀州地域」を「県南部地域」に、「工場用地整備事業」を「産業用地整備事業」に改める。

別表第一第一号の項中「医薬品原薬製造業」を「寝具製造業、他に分類されない繊維製品製造業、木製家具製造業、金属製家具製造業、マットレス・組スプリング製造業、他に分類されない家具・装備品製造業、医薬品原薬製造業」に、「その他の化粧品・歯磨・化粧用調整品製造業」を「その他の化粧品・歯磨・化粧用調整品製造業、他に分類されないプラスチック製品加工業」に、「理化学・医療用ガラス器具製造業」を「理化学・医療用ガラス器具製造業、他に分類されない金属製品製造業」に、「医療用計測器製造業」を「医療用計測器製造業、その他の通信機器器具・同関連機器器具製造業、自転車・同部品製造業、他に分類されない輸送用機器器具製造業」に改め、同表第二号の項中「電線・ケーブル製造業」を「プラスチック製造業、その他の有機化学工業製品製造業、プラスチック板・構製造業、板ガラス製造業、ガラス製加工素材製造業、その他のガラス・同製品製造業、電線・ケーブル製造業」に、「その他の電子部品製造業、受託開発ソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、その他の情報処理・提供サービス業及び他に分類されないその他の事業サービス業（コールセンター事業に限る。）」を「及びその他の電子部品製造業」に改め、同表第三号の項及び第四号の項を次のように改める。

<p>三 先端産業分野（将来の成長が見込まれるロボット、燃料電池及び情報家電産業の要素技術となる業種で、第一号及び第二号の項に属さないもの）</p>	<p>石油化学系基礎製品製造業、脂肪族系中間物製造業、環式中間物・合成染料・有機顔料製造業、プラスチック製造業、その他の有機化学工業製品製造業、合成繊維製造業、写真感光材料製造業、他に分類されない化学工業製品製造業、プラスチックフィルム製造業、プラスチックシート製造業、炭素質電極製造業、炭素繊維製造業、研磨剤製造業、その他の研磨剤・同製品製造業、その他の非鉄金属・同合金圧延業、金属工作機械製造業、金属加工機械製造業（金属工作機械を除く）、金属工作機械用・金属加工機械用部品・付属品製造業（機械工具及び金型を除く）、機械工具製造業（粉末及び金業を除く）、プラスチック加工機械、同付属装置製造業、真空装置・真空機器製造業、その他の特殊産業用機械製造業、化学機械、同装置製造業、その他の一般産業用機械・装置製造業、玉軸受・ころ軸受製造業、金型・同部品・付属品製造業、産業用ロボット製造業、発電機・送動機、その他の回転電気機械製造業、開閉装置・配電盤・電力制御装置製造業、内燃機関電装品製造業、その他の産業用電気機械器具製造業（車両用及び船舶用を含む）、その他の電子応用装置製造業及び光学機械用レンズ・プリズム製造業</p>
<p>四 基幹産業分野</p>	<p>化学工業、石油製品・石炭製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機器器具製造業、電子部品・デバイス製造業及び輸送用機器器具製造業</p>

別表第二備考を削る。

別表第二第一号の項中「若しくは第二号」を「第二号若しくは第三号」に、「五億円」を「三億円」に、「県内常用雇用の数が五人以上（製造業に属する事業及びコールセンター事業にあつては、二十人以上）」を「常用雇用の数が十人以上」に、「十億円」を「五億円」に、「四十人以上（当該常用雇用のうち、県内常用雇用の数が二十人以上）」を「十人以上」に改め、

- 「(三) 事業所を賃借する場合（製造業に属する事業の用に供する工場の立地に係る計画を除く。）にあつては、立地計画について、次に掲げる基準をすべて満たすこと。
- イ 操業を開始する時点において、当該操業に伴つて増加する県内常用雇用の数が二十人以上であること。
 - ロ 当該立地計画の期間が事業所の賃借借契約の締結日から操業開始以後三年を経過する日までの期間であること。

を削り、同表第二号の項中「（製造業に限る。）」を削り、同表第三号の項中「（製造業に限る。）」を削り、同項認定基準の欄を次のように改める。

- (一) 立地計画について、次に掲げる基準をすべて満たすこと。
- イ 操業を開始する時点において、立地に係る当該研究開発施設部分の投下償却資産額が一億円以上であること。ただし、県南部地域のうち東紀州地域（過疎地域及び準過疎地域を除く）、過疎地域及び準過疎地域にあつては三十万円以上、東紀州地域（過疎地域及び準過疎地域を除く）、過疎地域及び準過疎地域を除く地域にあつては一億円以上であること。
 - ロ 当該立地計画の期間が事業所の着工の日から操業開始以後三年を経過する日までの期間であること。
- (二) 立地計画について、次に掲げる基準をすべて満たすこと。
- イ 構造改革特別区域計画を認定した件（平成十五年内閣府告示第四十号）第四号に規定する構造改革特別区域及び構造改革特別区域を認定した件（平成十六年内閣府告示第二百七号）第四号に規定する構造改革特別区域（以下「特区」という。）にあつては一億円以上であること。
 - ロ 当該立地計画の期間が事業所の着工の日から操業開始以後三年を経過する日までの期間であること。

別表第二第四号の項中「（製造業に限る。）」を削り、同項認定基準の欄を次のように改める。

- (一) 県南部地域のうち東紀州地域（過疎地域及び準過疎地域を除く）、過疎地域及び準過疎地域に立地する場合はあつては、立地計画について、次に掲げる基準をすべて満たすこと。
- イ 操業を開始する時点において、立地に係る投下償却資産額が三千万円以上であること。
 - ロ 操業を開始する時点において、当該操業に伴つて増加する県内雇用の数が十人以上であること。
 - ハ 当該立地計画の期間が事業所の着工の日から操業開始以後三年を経過する日までの期間であること。

- (二) 県南部地域のうち東紀州地域(過疎地域及び準過疎地域を除く)、過疎地域及び準過疎地域を除く地域に立地する
 場合にあつては、立地計画について、次に掲げる基準をすべて満たすこと。
 - イ 操業を開始する時点において、立地に係る投下償却資産額が一億円以上であること。
 - ロ 操業を開始する時点において、当該操業に伴つて増加する県内雇用者の数が十五人以上であること。
 - ハ 当該立地計画の期間が事業所の着工の日から操業開始以後三年を経過する日までの期間であること。

別表第二に次の二項を加える。

五 別表第一第四号の項業種の欄に掲げる業種に属する事業又は第四号に掲げる事業	立地計画について次に掲げる基準をすべて満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> イ 操業開始の日から三年を経過する時点において、立地に係る投下償却資産額が百五十億円以上であること。 ロ 操業開始の日から三年を経過する時点において、当該操業に伴つて増加する常雇雇用者の数が二十人以上であること。 ハ 当該立地計画の期間が事業所の着工の日から操業開始以後三年を経過するまでの期間であること。
--	---

別表第三第一号の項を次のように改める。

一 バレト構想先端産業等立地促進補助金	(一) 次に掲げる要件をすべて満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> イ 別表第二第一号の項認定の基準の欄(一)に掲げる基準をすべて満たす立地計画であること。 ロ 公的用地を取得し、又は賃借した日から三年以内に立地を行うものであること。 ハ 平成二十三年三月三十一日までに認定を受けた立地計画であること。 	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、投下償却資産額に百分の十五を乗じて得た額とし、その額が五億円を超えるときは、五億円とする。ただし、平成十九年四月一日以降に整備又は分譲開始された公的用地に立地するときは、百分の十を乗じて得た額とし、その額が五億円を超えるときは五億円とする。
	(二) 次に掲げる要件をすべて満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> イ 別表第二第一号の項認定の基準の欄(二)に掲げる基準をすべて満たす立地計画であること。 ロ 工場適地等に立地を行うものであること。 ハ 平成二十三年三月三十一日までに認定を受けた立地計画であること。 	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、投下償却資産額に百分の十を乗じて得た額とする。ただし、その額が五億円を超えるときは、五億円とする。

別表第三第二号の項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「投下償却資産額」を「認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、投下償却資産額」に改め、同表第三号の項を次のように改める。

三 研究開発施設等立地促進補助金	次に掲げる要件をすべて満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> イ 別表第二第三号の項認定の基準の欄(一)に掲げる基準をすべて満たす立地計画であること。 ロ 公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。 ハ 平成二十三年三月三十一日までに認定を受けた立地計画であること。 	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、投下償却資産額に百分の十を乗じて得た額とする。ただし、その額が五億円を超えるときは、五億円とする。
------------------	--	--

別表第三第四号の項中「基準の欄」を「基準の欄(一)」に、「投下償却資産額」を「認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は投下償却資産額」に改め、同項を同表第六号の項とし、同表第三号の項の次に次の二項を加える。

四 地域資源活用型産業等立地促進補助金	次に掲げる要件をすべて満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> イ 別表第二第四号の項認定の基準の欄に掲げる基準をすべて満たす立地計画であること。 ロ 公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。 ハ 平成二十三年三月三十一日までに認定を受けた立地計画であること。 	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、投下償却資産額に百分の十五を乗じて得た額とする。ただし、その額が十億円を超えるときは、十億円とする。
---------------------	---	---

五 基幹産業立地促進補助金	次に掲げる要件をすべて満たすこと。 イ 別表第二第五号の項認定の基準の欄に掲げる基準をすべて満たす立地計画であること。 ロ 公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。 ハ 平成二十三年三月三十一日までに認定を受けた立地計画であること。	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、五億円に当該企業の操業開始の翌会計年度から五年間の法人県民税及び法人事業税の合計額の八割を加えた額とする。ただし、その総額が十億円を超えるときは、十億円とする。
---------------	--	---

別表第四を次のように改める。

別表第四 (第十三条関係)

補助金の名称	補助の要件	補助金の額
地域産業振興基盤整備事業補助金	(一) 東紀州地域において市町その他知事が別に定める団体が行う産業用地整備事業であること。	補助対象事業費に十分の九を乗じて得た額とする。ただし、その額が四億円を超えるときは、四億円とする。
	(二) 県南部地域(東紀州地域を除く。)において市町その他知事が別に定める団体が行う産業用地整備事業であること。	補助対象事業費に三分の二を乗じて得た額とする。ただし、その額が四億円を超えるときは、四億円とする。

第1号様式「三重県知事 様」を「三重県知事 へて」し、「製造業」を「製造業及び地域資源を活用した企業」し、
 「、コールセンターの立地を行おうとする者」にあっては事業内容及び規模の詳細、
 「所有権移転登記」を「所有権移転等」し、
 「(1) 用地取得」を「(1) 用地取得及び賃借」し、
 年月日」を「登記年月日」し、

「単位 万円」を「単位 千円」し、

事業従事者	()	()	()	()
常用雇用者				
県内常用雇用者				
合計				

を

事業従事者	()	()	()	()
常用雇用者 (県内常用雇用者を除く。)				
県内雇用者 (県内常用雇用者を除く。)				
県内常用雇用者				
その他の事業従事者				

に改める。

第1号様式及び第3号様式「三重県知事 様」を「三重県知事 へて」し、

第4号様式「三重県知事 様」を「三重県知事 へて」し、「納税額」を「三重県への納税額」し、

「単位 万円」を「単位 千円」し、「(1) 用地取得」を「(1) 用地取得及び賃借」し、
 「所有権移転登記」を「所有権移転等」し、
 年月日」を「登記年月日」し、

を「所有権移転等登記年月日」し、

事業従事者	()	()	
常用雇用者			
県内常用雇用者			
合計			

を

事業従事者	()	()	
常用雇用者 (県内常用雇用者を除く。)			
県内雇用者 (県内常用雇用者を除く。)			
県内常用雇用者			
その他の事業従事者			

に改める。

第6号様式「三重県知事 様」を「三重県知事 へて」し、

附 則

- 1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の三重県企業立地促進条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に認定を受けた三重県企業立地促進条例（平成十五年三重県条例第一号）第四条第一項の規定による立地計画について適用し、同日前に認定を受けた立地計画については、なお従前の例による。

三重県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年三月三十日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県規則第三十二号

三重県建設工事執行規則の一部を改正する規則

三重県建設工事執行規則（昭和三十九年三重県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「県が行なつ」を「県が行つ」に改める。

第三条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「に付する」を「により執行する」に改める。

第四条及び第五条を次のように改める。

（工事の入札参加資格審査申請等）

第四条 工事に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」といふ。）に参加しようとする者が必要とする資格は、会計規則第六十一条第一項各号に規定するもののほか、別に定める。

2 競争入札に参加しようとする者は、前項の資格について審査を受けるため、一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事）（第一号様式）又は一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（測量・コンサルタント等）（第二号様式）に、別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請書を提出した者について審査し、適格者と認めるときは、三重県建設工事等入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」といふ。）に登録してその者に登録済の通知をするものとする。

4 知事は、第二項の書類又は登録の有効期間若しくは申請の時期等を定めたときは、その都度公告するものとする。

（入札参加資格者名簿に登録された者の変更の届出）

第五条 前条第三項の規定により入札参加資格者名簿に登録された者は、登録された事項に変更があつたときは、別に定める当該事項を証明する書面を添えて速やかに知事に届け出なければならない。

第六条を第十三条とし、第五条の次に次の七条を加える。

（入札参加者の指名）

第六条 知事又はその委任を受けて契約事務を担当する者（以下「契約締結権者」といふ。）は、指名競争入札により工事に係る契約を締結しようとするときは、入札参加資格者名簿に登録された者から別に定める基準による数の入札者を指名しなければならない。

（工事の入札保証金の納付の免除）

第七条 契約締結権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会計規則第六十七条第一項に規定する入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

一 入札者が保険会社との間に、県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。

二 競争入札を行う場合において、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項に規定する資格を有する者で過去二箇年の間に国、県若しくは他の地方公共団体若しくは法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第五号の公共法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回以上にわたつて締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したも又はこれに準ずると認められるものについて、その者が契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

三 予定価格が少額であり、かつ、入札者が契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

（工事の契約保証金の納付の免除）

第八条 契約締結権者は、会計規則第七十五条第四項第一号及び第四号から第八号までのいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、会計規則第七十五条第一項に規定する契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

一 契約の相手方が保険会社又は金融機関との間に、工事履行保証委託契約（保証金額が請負代金額の十分の二以上の額のものであり、かつ、取^か抵担保特約を付したものに限り。）を締結し、公共工事履行保証証券を

提出したことにより、当該保険会社又は金融機関と県との間に工事履行保証契約が成立したとき。

- 一 契約の相手方が過去二箇年の間に国、県若しくは他の地方公共団体若しくは法人税法第二条第五号の公共法人と種類及び規模をほぼ同じとする契約を複数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであること、その契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(契約書の作成及び添付書類)

第九条 契約締結権者は、契約を締結しようとするときは、会計規則第七十六条第二項の規定にかかわらず契約書を作成しなければならない。

- 2 前項の契約書を作成する場合には、契約書に仕様書(現場説明書等を含む。以下同じ。)及び図面を添付しなければならない。

- 3 前項の仕様書には、労務者の数及び費用の内訳を記載することを要しない。

(前払金の限度額等)

第十条 会計規則第五十一条第十号に規定する経費について前金払をする場合の限度額は、次の各号に定める額とする。

- 一 土木建築に関する工事(地方自治法施行規則(昭和二十二年内務省令第二十九号)附則第三条に規定する工事に限る。) 契約金額の十分の四の額

- 二 土木建築に関する工事の測量、設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造 契約金額の十分の三の額

- 2 前項第一号の工事であつて、次の各号に掲げる要件に該当するものにおいて、前項第一号の範囲内で既にした前金払に追加してする前金払の額は、契約金額の十分の二の額を超えない範囲の額とする。

- 一 工期の二分の一を経過していること。

- 二 工程表により工期の二分の一を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

- 三 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の二分の一以上の額に相当するものであること。

- 3 一 会計年度以上にわたる契約に係る前払金額は、原則として各年度の支出限度額に工事内容に応じ第一項各号に定める率を乗じて年度ごとに算出し、各年度の前払金額は、全体額と併せて契約書に明記しなければならない。

(前金払を行つたものの部分払の計算)

第十一条 会計規則第五十一条第十号の経費について前金払をしている場合において部分払をしようとするときは、次に掲げる計算方式により算出した金額を支払うものとする。

$$\text{支払額} = \frac{\text{契約総額} \times \text{出来高部分の設計額}}{\text{設計総額}} \times P - \text{前払支払額} \times \frac{\text{出来高部分の設計額}}{\text{設計総額}}$$

ただし、P = 設計規則第52条第2項の規定による部分払の率

- 2 一 会計年度以上にわたる工事における前項の規定の適用については、「出来高部分の設計額」とあるのは「当該年度分の出来高部分の設計額」とし、「設計総額」とあるのは「当該年度分の設計額」とし、「前金支払額」とあるのは「当該年度分の前金支払額」とする。

(工事の出来高認定と支出)

第十二条 一 会計年度以上にわたる工事に対する最終年度以外の年度の出来高が当該年度の予算額を超えて認定された場合の支出の額は、当該年度の予算額を限度額とする。

- 2 前項の場合の予算額を超えた額と支出の額との差額に係る支出は、翌年度において速やかに行つたものとする。附則の次に次の二様式を加える。

第1号様式(第4条関係)

一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書(建設工事)

三重県が発注する建設工事に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

あて

申請者住所

商号又は名称

08 番 地 等

09 郵 便 番 号 - 10 電 話 番 号

11 資 本 金 , , (千円)

12 本 社 所 在 地 (都道府県名)

13 入札保証金の免除希望 (1 : 希望する 0 : 希望しない)

14 入札参加希望業種

	希 望 業 種		登 録 番 号	希 望 部 門 コ ー ド			
	コ ー ド	名 称					
①			()				
②			()				
③			()				
④			()				
⑤			()				
⑥			()				
⑦			()				

** 添付書類

- 許可等を証明する書類の写し
- 使用印鑑届
- 入札保証金免除申請書
- 納税証明書
- 印鑑証明書
- 委任状

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

三重県道路占用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。
 平成十九年三月三十日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県規則第三十三号

三重県道路占用等に関する規則の一部を改正する規則

三重県道路占用等に関する規則(昭和四十一年三重県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

(身分証明書の携帯)

第十一条 職員が、法第七十二条第三項の規定により、法、法に基づく命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により納付すべき占用料及び延滞金に係る滞納処分のため質問し、検査し、又は捜索をするときは、身分証明書(第十号様式)を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第一号様式中「三重県知事 様」を「三重県知事 様て」に改める。

第二号様式中「三重県知事 様」を「三重県知事 様て」に改める。

第三号様式、第四号様式及び第六号様式から第九号様式までの規定中「三重県知事 様」を「三重県知事 様て」に改める。

第九号様式の次に次の一様式を加える。

第10号様式 (第11条関係)

(表)

第 号

身 分 証 明 書

所 属
職
氏 名

上記の者は、道路法第73条第3項の規定による徴収を行う職員であることを証明します。

年 月 日発行

道路管理者 三重県知事 印

6
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

9センチメートル

(裏)

道 路 法 (抜 粋)

(負担金等の強制徴収)

第73条 略

3 第1項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、道路管理者は、国税滞納処分の例により、前2項に規定する負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等並びに手数料及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

国 税 徴 収 法 (抜 粋)

(質問及び検査)

第141条 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類 (その作成又は保存に代えて電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。) の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第146条の2及び第188条第2号において同じ。) を検査することができる。

附 則

- 1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第一号様式から第四号様式まで及び第六号様式から第九号様式までの改正規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の三重県道路法用紙に関する規則に規定する様式により作成した用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

三重県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年三月三十日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県規則第三十四号

三重県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

三重県証紙条例施行規則(昭和四十四年三重県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第十二の項を削り、第十三の項を第十二の項とし、第十四の項から第二十八の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布します。

平成十九年三月三十日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県規則第三十五号

三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例(平成十九年三重県条例第二十七号)の施行期日は、平成十九年四月一日とする。

人 事 規 則

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の規定に基づき、三重県人事委員会規則七 一二(職員の管理職手当に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年三月三十日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋

三重県人事委員会規則七 一二(職員の管理職手当に関する規則)の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七 一二(職員の管理職手当に関する規則)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

(手当を支給する職)

第一条 条例第十七条第一項の規定により人事委員会規則で指定する職は、別表第一職欄に掲げる職とする。

2 別表第一職欄に掲げる職に係る手当の区分は、同表職欄の区分に応じ、同表区分欄に定める区分とする。

(手当の額)

第三条 前条第一項に規定する職を占める職員のうち地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号。以下「法」といふ。)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項若しくは第二項の規定により採用された職員(次項において「再任用職員」といふ。)以外の職員に支給する手当の月額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第一項の規定による区分(次項において「職の区分」といふ。)に応じ、別表第二の手当額欄に定める額とする。

2 前条第一項に規定する職を占める職員のうち再任用職員に支給する手当の月額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第三の手当額欄に定める額(法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県条例第一号)第五条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

別表を次のように改める。

別表第一(第二条関係)

組 織	職	区 分
-----	---	-----

知事 部局	本庁	部長 副出納長 出納局長 理事	一種
		局長 理事（人事委員会が別に定めるものに限る。）	二種
		副部長 総括室長（職員の任用に関する規則（三重県人事委員会規則六五以下「任用規則」といふ。）別表に規定する次長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）	三種
		交通・資源政策監 税務政策監 危機管理監 医療政策監 観光政策監	四種 （人事委員会が特に認める場合にあつては、三種）
		総括室長（任用規則別表に規定する次長級の職で、職の区分が三種と定められているものを除く。） 総括検査監 特命監（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。） 参事	四種
		総括室長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。）	五種
		室長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）	六種
		室長（任用規則別表に規定する課長級の職にあつては、職の区分が六種及び八種と定められているものを除き、任用規則別表に規定する課長補佐級の職にあつては、困難な業務を行うものに限る。） 推進監（職の区分が八種と定められているものを除く。）	七種
		室長（任用規則別表に規定する課長級の職にあつては、人事委員会が別に定めるもの限り、任用規則別表に規定する課長補佐級の職にあつては、職の区分が七種及び九種と定められているものを除く。） 推進監（人事委員会が別に定めるものに限る。） 検査監 特命監（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。）	八種
		室長（任用規則別表に規定する課長補佐級の職で、人事委員会が別に定めるものに限る。） 副参事 専門監	九種
地域機 関	科学技 術振興 センタ ー	所長	一種
		部長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。）	四種
		部長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。）	七種
		研究企画監 知的財産管理監 経営推進監 精度管理監 プロジェクト研究推進監	八種
		総括研究員 副参事	九種
		任用規則別表に規定する課長級の職（職の区分が七種及び八種と定められ	九種

		ているものを除く)	(人事委員会が特に認める場合にあつては、八種)
学	看護大	事務局長	四種 (人事委員会が特に認める場合にあつては、二種)
		事務局長次長 学生部長 附属図書館長 地域交流研究センター長	八種
学校大	農業大	校長	四種
		副校長	八種
		教授	九種
		その他任用規則表に規定する課長級以上の職で、人事委員会が特に認めるもの(校長、副校長及び教授を除く。)	九種 (人事委員会が特に認める場合にあつては、四種)
その他		東京事務所長 職員研修センター所長	三種 (人事委員会が特に認める場合にあつては、二種)
		県民センター所長	三種
		児童相談センター所長 公衆衛生学院長 中央農業改良普及センター所長 中央卸売市場長 中央家畜保健衛生所長 地域機関の長(任用規則表に規定する次長級の職にあるものに限る。) 参事	四種
		草のまわりハビリテーションセンター所長 小児心療センターあすなろ学園長 こころの健康センター所長	七種 (人事委員会が特に認める場合にあつては、四種又は二種)
		人権センター所長 津高等技術学校校長 身体障害者更生相談所長	七種 (人事委員会が特に認める場合にあつては、四種)
		大阪事務所長	七種
		地域機関の長(任用規則表に規定する課長級の職で、職の区分が八種と定められているものを除く。)	七種 (人事委員会が特に認める場合にあつては、四種)
		女性相談所長	八種 (人事委員会が特に認める場合にあつては、四種)
		地域機関の長(任用規則表に規定する課長級の職にあつては、人事委員会が別に定めるもの限り、任用規則表に規定する課長補佐級の職にあつては、職の区分が九種と定められているものを除く。) 副所長(任用規則表に規定する課長級の職で、職の区分が九種と定められているものを除く。) 東京事務所調整監 職員研修センターの職員研修監及び政策研究監 草のまわりハビリテーションセンター事務長 小児心療センターあすなろ学園の管理部長及び医療部長 家畜保健衛生所の防疫危機管理監 児童相談センター室長 室長(任用規則表に規定する課長級の職で、職の区分が九種と定められているものを除く。) 特命監	八種

		<p>地域機関の長（任用規則別表に規定する課長補佐級の職で、人事委員会が別に定めるものに限る。） 副所長（任用規則別表に規定する課長級の職で、人事委員会が別に定めるものに限る。） 室長（任用規則別表に規定する課長級の職にあつては、人事委員会が別に定めるもの限り、任用規則別表に規定する課長補佐級の職にあつては、職の区分が十種と定められているものを除く。） 副参事 専門監</p>	九種
		任用規則別表に規定する課長級の職（職の区分が七種及び八種と定められているものを除く。）	九種 （人事委員会が特に認める場合にあつては、八種）
		室長（任用規則別表に規定する課長補佐級の職で、人事委員会が別に定めるものに限る。） 総看護師長（任用規則別表に規定する課長補佐級の職にあるものに限る。）	十種
議 会	局 務 会	事務局長	一種
		次長	三種
		総務課長	六種
		課長（総務課長及び任用規則別表に規定する課長級の職で、職の区分が八種と定められているものを除く。）	七種
		課長（任用規則別表に規定する課長級の職で、人事委員会が別に定めるものに限る。）	八種 （人事委員会が特に認める場合にあつては、七種）
		調整監 政策法務監	八種
監 査	局 務 委 員 会	事務局長	二種
		総括監査監	四種
		監査監	八種
人 事	委 員 会 局 務	事務局長	三種
		人事監	八種 （人事委員会が特に認める場合にあつては、七種）
労 働	委 員 会 局 務	事務局長	三種
		調整監査監	八種
海 区	委 員 会 局 務	事務局長	四種
漁 業 調 整	委 員 会 局 務		
教 育	委 員 会 局 務	副教育長	三種
	本 庁	総括室長（任用規則別表に規定する次長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）	四種
		総括室長（任用規則別表に規定する次長級の職で、職の区分が三種と定められているものを除く。） 特命監（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。） 参事	五種
		総括室長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。）	六種
		室長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）	七種
		室長（任用規則別表に規定する課長級の職にあつては、職の区分が六種及び八種と定められているものを除き、任用規則別表に規定する課長補佐級の職にあつては、困難な業務を行うものに限る。）	七種

警察	地域機関等	推進監（職の区分が八種と定められているものを除く。）	
		地域調整・人事監	八種 （人事委員会が特 に認める場合に あつては、七種）
		室長（任用規則表に規定する課長級の職にあつては、人事委員会が別に 定めるもの限り、任用規則表に規定する課長補佐級の職にあつては、 職の区分が九種と定められているものを除く。） 推進監（人事委員会が別に定めるものに限る。） 特命監（任用規則表に規定する課長級の職にあるものに限る。）	八種
		室長（任用規則表に規定する課長補佐級の職で、人事委員会が別に定め るものに限る。） 副参事 専門監	九種
		美術館長	二種
		図書館長	四種 （人事委員会が特 に認める場合に あつては、二種）
		齋宮歴史博物館長 参事	四種
		埋蔵文化財センター所長	七種
		熊野少年自然の家所長 博物館長	八種
		副参事 美術館副館長	九種
	警察本部	部長	三種
		首席参事官 首席監察官 運転免許センター長	四種 （人事委員会が特 に認める場合に あつては、三種）
		参事官	四種
		課長（困難な業務を行うものに限る。）	六種
		課長（職の区分が六種と定められているものを除く。） 隊長（部に置くものに限る。） 科学捜査研究所長 運転免許センター副センター長 課の室（課の隊及びセンターを含む。）長（困難な業務を行うものに限る。）	七種
		地域活動推進監	八種 （人事委員会が特 に認める場合に あつては、七種）
		監察官	八種 （人事委員会が特 に認める場合に あつては、七種）
		庶務担当課の次長 訟務官 留置管理官 課の室（課の隊及びセンターを含む。）長（職の区分が七種と定められて いるものを除く。）	八種
		課の次長（人事委員会が別に定めるものを除く。）	九種 （人事委員会が特 に認める場合に あつては、八種）
管理官（人事委員会が別に定めるものを除く。）	九種 （人事委員会が特 に認める場合に あつては、八種又は 七種）		

	上 席 監 査 官 街 頭 犯 罪 対 策 官 理 事 指 導 官 広 域 捜 査 官 組 織 窃 盜 対 策 官 総 括 情 報 官 暴 力 団 体 対 策 意 見 聴 取 官 企 業 対 象 暴 力 対 策 官 保 護 対 策 官 交 通 捜 査 官 情 報 指 導 分 析 官 そ の 他 警 視 隊 等 の 警 察 官 が 任 用 さ れ る 職 (人 事 委 員 会 が 別 に 定 め る も の を 除 く) 副 参 事	九 種
警 察 学 校	校 長	四 種 (人 事 委 員 会 が 特 に 認 め る 場 合 に あ つ て は 、 三 種)
	副 校 長	七 種
警 察 署	警 察 署 長 (特 に 困 難 な 業 務 を 行 う も の に 限 る 。)	四 種 (人 事 委 員 会 が 特 に 認 め る 場 合 に あ つ て は 、 三 種)
	警 察 署 長 (困 難 な 業 務 を 行 う も の に 限 る 。)	六 種
	警 察 署 長 (職 の 区 分 が 三 種 、 四 種 及 び 六 種 と 定 め ら れ て い る も の を 除 く 。)	七 種
	副 署 長 (人 事 委 員 会 が 別 に 定 め る も の を 除 く 。)	八 種 (人 事 委 員 会 が 特 に 認 め る 場 合 に あ つ て は 、 七 種)
	副 参 事	九 種

別表第 1 の次に次の二表を加える。

別表第 2 (第 3 条 関 係)

一 行 政 職 給 料 表

職務の級	区 分	手 当 額
10 級	一 種	139,300 円
	二 種	128,100 円
9 級	一 種	128,900 円
	二 種	118,500 円
8 級	三 種	104,100 円
	四 種	94,600 円
7 級	三 種	98,600 円
	四 種	89,700 円
	五 種	85,200 円
	六 種	80,700 円
	七 種	76,200 円
	八 種	67,200 円
	九 種	53,800 円
6 級	六 種	76,000 円
	七 種	71,800 円
	八 種	63,300 円
	九 種	50,700 円
	十 種	42,200 円
5 級	七 種	67,200 円
	八 種	59,300 円
	九 種	47,400 円
	十 種	39,500 円

二 公安職給料表

職務の級	区 分	手当額
9 級	三種	106,600円
	四種	96,900円
8 級	四種	93,800円
	六種	84,500円
	七種	79,800円
7 級	七種	77,100円
	八種	68,100円
	九種	54,500円

三 教育職給料表

職務の級	区 分	手当額
4 級	八種	78,800円

四 研究職給料表

職務の級	区 分	手当額
5 級	七種	80,700円
	八種	71,200円
	九種	57,000円

五 医療職給料表 (一)

職務の級	区 分	手当額
4 級	二種	130,700円
	四種	112,400円
	七種	94,300円
	九種	66,600円
3 級	七種	90,500円

六 医療職給料表 (二)

職務の級	区 分	手当額
6 級	七種	78,100円
	八種	68,900円
	九種	55,100円

七 医療職給料表 (三)

職務の級	区 分	手当額
6 級	八種	67,400円
	九種	54,000円
	十種	45,000円

別表第三 (第三条関係)

一 行政職給料表

職務の級	区 分	手当額
10 級	一種	133,600円
	二種	122,900円
9 級	一種	112,900円
	二種	103,900円
8 級	三種	87,800円
	四種	79,800円
7 級	三種	80,200円
	四種	72,900円
	五種	69,300円

	六種	65,600円
	七種	62,000円
	八種	54,700円
	九種	43,800円
6 級	六種	57,800円
	七種	54,600円
	八種	48,200円
	九種	38,500円
	十種	32,100円
5 級	七種	50,200円
	八種	44,300円
	九種	35,400円
	十種	29,500円

二 公安職給料表

職務の級	区 分	手当額
9 級	三種	92,200円
	四種	83,800円
8 級	四種	77,300円
	六種	69,500円
	七種	65,700円
7 級	七種	59,400円
	八種	52,500円
	九種	42,000円

三 教育職給料表

職務の級	区 分	手当額
4 級	八種	61,400円

四 研究職給料表

職務の級	区 分	手当額
5 級	七種	65,100円
	八種	57,500円
	九種	46,000円

五 医療職給料表 (一)

職務の級	区 分	手当額
4 級	二種	106,700円
	四種	92,700円
	七種	78,800円
	九種	55,600円
3 級	七種	66,400円

六 医療職給料表 (二)

職務の級	区 分	手当額
6 級	七種	63,400円
	八種	56,000円
	九種	44,800円

七 医療職給料表 (三)

職務の級	区 分	手当額
6 級	八種	49,900円
	九種	39,900円
	十種	33,300円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)第十七条第一項の規定により人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち、この規則による改正後の規則七 一一(以下「新規則」といふ。)第三条の規定による管理職手当(以下「手当」といふ。)の月額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該手当の月額のほか、当該手当の月額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に一日未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を手当の月額として支給する。

- 一 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで 百分の百
- 二 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の七十五
- 三 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の五十
- 四 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで 百分の二十五

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいふ。

一 この規則の施行の日(以下「施行日」といふ。)の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員(以下「同一給料表適用職員」といふ。)であつて、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、相当区分職員(同日において占めていたこの規則による改正前の規則七 一一第二条に規定する別表職欄に掲げる職に係る同表支給割合欄に定める支給割合(以下「旧支給割合」といふ。)に相当する新規別表第一区分欄に掲げる区分(旧支給割合が百分の二十五は一種を、百分の二十三は二種を、百分の二十一は三種を、百分の二十は四種を、百分の十九は五種を、百分の十八は六種を、百分の十七は七種を、百分の十五は八種を、百分の十二は九種を、百分の十は十種をそれぞれ相当する区分とする。)に対応する同表に掲げる職を占める職員をいふ。第三号において同じ。)又は上位区分相当職員(旧支給割合より高い区分に相当する新規別表第一区分欄に掲げる区分に対応する職を占める職員をいふ。)

同日にその者が受けていた手当の月額

二 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、下位区分相当職員(旧支給割合より低い区分に相当する新規別表第一区分欄に掲げる区分に対応する職を占める職員をいふ。第四号において同じ。) 同日に当該旧支給割合より低い区分に相当する新規別表第一区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる手当の月額

三 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、相当区分職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる手当の月額

四 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、下位区分相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧支給割合より低い区分に相当する新規別表第一区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる手当の月額

五 施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員(施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる手当の月額

六 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準するものとして人事委員会が認める職員 前各号の規定に準じて人事委員会が認める額

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の規定に基づき、三重県人事委員会規則七 一六(職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年三月三十日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋

三重県人事委員会規則七 一六(職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則)の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七 一六(職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則)の一部を次のように改正する。

第四条の二中「支給割合」を「区分」に、「百分の十九」を「五種」に、「百分の十八」を「六種」に、「百分の十七」を「七種」に、「百分の十五」を「八種」に、「百分の十二」を「九種」に改める。

第四条の四第一項第一号中「支給割合」を「区分」に、「百分の二十五」を「一種」に、「百分の二十三」を「二種」に、「百分の二十一」を「三種」に、「百分の二十」を「四種」に改め、同条第二項の表中「支給割合」を「区分」に、「百分の二十五」を「一種」に、「百分の二十三」を「二種」に、「百分の二十一」を「三種」に、

「百分の二十」を「四種」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、職員給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七 五〇（管理職員特別勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年三月三十日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋

三重県人事委員会規則七 五〇（管理職員特別勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七 五〇（管理職員特別勤務手当に関する規則）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「別表」を「別表第一」に改める。

第二条第一項第一号中「別表」を「別表第一」に、「支給割合」を「区分」に改め、同号イ中「百分の二十五及び百分の二十三」を「一種及び二種」に改め、同号ロ中「百分の二十二及び百分の二十」を「三種及び四種」に改め、同号ハからホまでを次のように改める。

ハ 五種、六種及び七種 八千五百円

ニ 八種及び九種 七千円

ホ 十種 六千円

第二条第一項第二号ハ中「八千円」を「八千五百円」に改め、同号ニ中「六千円」を「七千円」に改め、同項第三号ハ中「八千円」を「八千五百円」に改め、同号ニ中「六千円」を「七千円」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第四項の規定に基づき、三重県人事委員会規則二二 四（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年三月三十日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋

三重県人事委員会規則二二 四（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則二二 四（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一 議会事務局の項中「及び主事」を「主査、主事及び技師」に改め、同表知事部局の項中「資源政策監 交通政策監」を「交通・資源政策監」に改め、「政策調整特命監」を削り、「報道調整特命監 新しい時代の公総括特命監 統計総括特命監 戦略計画策定特命監」を「戦略計画推進特命監 三重づくりイベント総括特命監 三重づくりイベント特命監」に、「東紀州活性化事業推進特命監」を「東紀州観光まちづくり特命監」に改め、「給与・総務事務特命監」、「危機管理特命監」及び「文化の拠点づくり特命監」を削り、「人材育成特命監」を「看護大学法人化特命監 看護大学法人化教育特命監」に、「少子対策特命監 介護保険特命監 障害者自立支援特命監」を「次世代育成推進特命監」に、「集落営農特命監」を「地域産業活性化特命監」に、「未登記対策特命監 流域計画特命監 防災特命監 構造審査特命監」を「施設管理特命監 下水道総括特命監 建築確認審査特命監」に改め、同表出納局の項中「副課長」を「副室長」に改め、同表教育委員会事務局の項中「特別支援教育特命監」を削り、「新体操ワールドカップ特命監」を「世界新体操選手権特命監」に、「法務」を「法令」に、「教育改革を担当する副室長 人事、組織、採用及び給与を担当する副室長、主幹、主査、主事及び技師」を「教育改革を担当する副室長、主幹、主査、主事及び技師 人事、組織、採用及び給与を担当する副室長、主幹、主査、主事及び技師 教育長の秘書を担当する主査」に改める。

別表第二中

「職員研修センター	所長 教授 職員研修監 政策研究監	」を
「職員研修センター	所長 職員研修監 政策研究監	」に、
「身体障害者更生相談所	所長	」を、
「身体障害者更生相談所	所長 副参事	」に、
「農林水産商工環境事務	所長 副所長 室長 宮川用水特命監 観光活性化特命監 副参事 専門監	」を
「農林水産商工環境事務	所長 副所長 室長 宮川用水特命監 副参事 専門監	」に、
「埋蔵文化財センター	所長 課長、主幹（人事担当のものに限る。）	
図書館	館長 専門監 課長、主幹（人事担当のものに限る。）	
博物館	館長 主幹（人事担当のものに限る。）	を

「 齋宮歴史博物館 美術館 熊野少年自然の家 埋蔵文化財センター 図書館 博物館 齋宮歴史博物館 美術館 熊野少年自然の家 盲学校 ろう学校 養護学校 特別支援学校	館長 課長、主幹(人事担当のものに限る。) 館長 参事 副参事 所長 主幹(人事担当のものに限る。) 所長 課長(人事担当のものに限る。) 館長 専門監 課長(人事担当のものに限る。) 館長 館長 専門監 課長(人事担当のものに限る。) 館長 参事 副館長 副参事 所長 校長 教頭 事務長 校長 教頭 事務長 校長 教頭 事務長 校長 教頭 事務長	」 」 に、 」 を 」 」に改める。
--	---	---------------------------------------

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条第四項の規定に基づき、三重県人事委員会規則二二 六(四日市港管理組合の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年三月三十日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋

三重県人事委員会規則二二 六(四日市港管理組合の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則二二 六(四日市港管理組合の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を次のように改正する。

別表管理者の事務部局の項中「課長代理」を削り、「総務課」を「経営企画課」に、「人事及び給与制度を担当する主事」を「人事及び給与制度を担当する主事 管理課の事務を掌理し部下職員を指揮監督する主幹」に改め、同表備考中「第二条第一項」を「第三条第一項」に、「第六条」を「第五条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年三重県条例第六十六号)の規定に基づき、三重県人事委員会規則二二 一三(公益法人等への職員の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年三月三十日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋

三重県人事委員会規則二二 一三(公益法人等への職員の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則二二 一三(公益法人等への職員の派遣等に関する規則)の一部を次のように改正する。別表第一中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

公 安 規 則

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年三月三十日

三重県公安委員会委員長 水 谷 令 子

三重県公安委員会規則第三号

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

三重県道路交通法施行細則(昭和四十三年三重県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の七の項中「大字小向字白部子三六番六」を「大字埋繩字川原四九番一」に改め、同表八の項中「御園町新聞九九番一」を「宇治今在家町字作楽二一〇番一」に改め、同表中一七七の項を一九一の項とし、一六七の項から一七六の項までを十四項ずつ繰り下げ、一六六の項を一七三の項とし、同項の次に次のように加える。

一七四	市道宮本一号线	三重県伊勢市藤里町字岩ヶ崎六九八番一―地先から三重県伊勢市前山町字中之尾三七九番九地先まで
一七五	市道宮本四号线	三重県伊勢市前山町字中之尾三七七番三―地先から三重県伊勢市津村町字今新田七四七番一―地先まで
一七六	市道出間伊勢場線	三重県松阪市大垣内町字十一四二五番七―地先から三重県松阪市新開町字東浦六四番一―地先まで
一七七	市道加佐登鼓ヶ浦線	三重県鈴鹿市稚生町字稚生山九四〇番九から三重県鈴鹿市寺家町字塚塚新改一五四五番六まで
一七八	市道御園一四九号线	三重県鈴鹿市御園町字鎌田二六〇番二〇から三重県鈴鹿市徳田町字間瀬口六四〇番三まで
一七九	市道御園一八一号线	三重県鈴鹿市御園町字桜台五五二―番から三重県鈴鹿市御園町字桜台五五五九番まで
一八〇	市道佐那具川西線	三重県伊賀市佐那具町字高野一五―番一―地先から三重県伊賀市佐那具町字馬屋谷九〇二番一―地先まで

別表第二中一六五の項を一七二の項とし、一〇一の項から一六四の項までを七項ずつ繰り下げ、一〇〇の項を一〇五の項とし、同項の次に次のように加える。

一〇六	県道伊勢磯部線	三重県伊勢市藤里町字岩ヶ崎七〇二番二から三重県伊勢市宇治浦田二丁目九一―番一―三まで
一〇七	県道川東佐那具線	三重県伊賀市西之邊四〇八番一から三重県伊賀市西之邊六七番一―地先まで

別表第二中九九の項を一〇四の項とし、一五の項から九八の項までを五項ずつ繰り下げ、同表一四の項中「松阪市大黒田町字宮堀三四三番一」を「多気郡多気町丹生字笹丘四四八九番八」に改め、同項を同表の一六の項とし、同項の次に次のように加える。

一七	一般国道四二号	三重県南牟婁郡紀宝町井田字駒谷一九六〇番四から三重県南牟婁郡紀宝町成川字飯盛一五三番二まで
一八	一般国道四二号	三重県度会郡大紀町滝原字阿刺一六番四から三重県多気郡大台町菅谷字大下り一四八九番一―まで
一九	一般国道四二号	三重県松阪市古井町字高山七〇七番一から三重県松阪市上川町字北上四〇三〇番一―まで

別表第二中二三の項を一五の項とし、二二の項を一四の項とし、同表一一の項中「佐那具町八三二番八地先」を「上村一四八九番二」に改め、同項を同表二三の項とし、同表中一〇の項を一一の項とし、九の項を一一の項とし、第八項の次に次のように加える。

九	一般国道二三号	三重県津市河芸町三行字稲降一六五番一から三重県津市野田字高栗一五七七番まで
一〇	一般国道二三号	三重県鈴鹿市稚生町字稚生山九四〇番一八から三重県鈴鹿市御園町字郷堂五三一六番二まで

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

三重県放置違反金の納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成十九年三月三十日

三重県公安委員会委員長 水 谷 令 子

三重県公安委員会規則第四号

三重県放置違反金の納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則

三重県放置違反金の納付命令、督促、滞納処分等に関する規則（平成十八年三重県公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項を削る。

第八号様式中「違法駐車車両の移動等の費用徴収に関する調査のために質問、検査又は滞納処分のために質問、検査及び捜索」を「道路交通法第51条の4第14項の規定による放置違反金等の滞納処分」に改める。

第九号様式中「三重県警察本部交通部交通指導課長」を「三重県」に、「三重県警察本部交通指導課」を「三重県」に改める。

附 記

19の報記は、平成十九年四月一日から施行する。

告 示

三重県告示第221号

政策部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

政策部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

政策部関係補助金等交付要綱（平成18年三重県告示第305号）の一部を次のように改正する。

別表1中第6号の項を削り、第7号の項を第6号の項とし、第8号の項から第13号の項までを1項ずつ繰り上げ、第14号の項を削り、第15号の項を第13号の項とし、第16号の項を第14号の項とし、第17号の項及び第18号の項を削り、第19号の項を第15号の項とし、第20号の項を第16号の項とし、第21号の項を第17号の項とし、第22号の項及び第23号の項を削り、第24号の項を第18号の項とし、第25号の項及び第26号の項を削り、第27号の項を第19号の項とし、第28号の項を削り、同表に次のように加える。

20	三重県鉄道駅耐震補強事業費補助金	主要な鉄道駅の耐震補強を実施し、鉄道駅利用者の安全の向上を図るとともに、発災時における鉄道駅の緊急応急活動拠点機能を確保する。	別に定める駅の耐震補強に要する経費	別に定める。	鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条の許可を受けた地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人又は民鉄線既存駅の改良整備・保有を業務とする民法（明治29年法律第89号）第34条に基づく社団法人若しくは財団法人若しくは地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人
21	三重県小規模新エネルギー普及支援事業費補助金	公共施設、事業所等への新エネルギー導入を促進するとともに、関係者及び地域住民のエネルギー問題等に対する意識の高揚を図る。	導入後1年間の普及啓発活動の実施を条件とした、次に掲げる新エネルギー設備導入事業に要する経費 1 太陽光発電設備 2 小型風力発電設備 3 天然ガスコージェネレーション設備 4 バイオマス発電設備 5 バイオマス熱利用設備	別に定める。	市町及び各種法人
22	地域づくり調整事業費補助金	市町における地域づくり調整等の取組への支援を図る。	次に掲げる事業に要する経費 1 市町が行う地域住民組織により実施される「新しい時代の公」のモデルとなる地域貢献活動の支援に要する経費 2 県施策と連携し、市町が緊急に実施すべき事業	別に定める。	市町
23	東紀州観光まちづくり推進事業補助金	東紀州地域の活性化を図る。	次に掲げる事業に要する経費 1 観光振興事業 2 産業振興事業 3 まちづくり事業 4 その他東紀州地域の活性化を目的とした事業で知事が認めたもの	1 / 2 以内	別に定める。

別表2中第5号の項を削り、第6号の項を第5号の項とし、第7号の項から第10号の項までを1項ずつ繰り上

げ、第11号の項を削り、第12号の項を第10号の項とし、第13号の項及び第14号の項を削り、第15号の項を第11号の項とし、第16号の項を第12号の項とし、第17号の項を削り、

18	宮川流域ルネッサンス「想いをかたちに」プロジェクト補助金			
19	移動通信用鉄塔施設整備事業費補助金		補助事業等により取得した移動通信用鉄塔施設及び設備	
20	東紀州地域活性化推進施策支援事業補助金		1件の取得価額又は効用の増加価額が50万円以上の機械及び器具	を
21	紀南中核的交流施設整備事業支援補助金		1件の取得価額が30万円以上の機械及び器具	
22	東紀州地域活性化事業補助金		1件の取得価額又は効用の増加価額が50万円以上の機械及び器具	

13	移動通信用鉄塔施設整備事業費補助金		補助事業等により取得した移動通信用鉄塔施設及び設備	
14	紀南中核的交流施設整備事業支援補助金		1件の取得価額が30万円以上の機械及び器具	
15	三重県鉄道駅耐震補強事業費補助金		1件の取得価額又は効用の増加価額が50万円以上の機械及び器具	
16	三重県小規模新エネルギー普及支援事業費補助金	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）に定める耐用年数に相当する期間		に
17	地域づくり調整事業費補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間		
18	東紀州観光まちづくり推進事業補助金			

改める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

三重県告示第222号

工業等に係る試験研究機関の機械、器具その他の設備の使用料の額（平成14年三重県告示第567号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1の表中電気油圧制御疲労試験機の項、食品高圧試験装置の項、回転計の項、風速計の項、静電気測定器の項、デジタルマルチメーターの項、スペクトラムアナライザーの項、ロジックアナライザーの項、ユニバーサルカウンターの項、保温測定装置の項、KESシステム用データ処理装置の項、冷温感テスターの項及び混合装置の項を削り、同表に次のように加える。

流体シミュレーション装置（CFD-ACE+）	270	330
体圧分布測定システム	270	590
繊維熱物性測定装置	270	0

2の表中伸び測定装置の項、金属磨耗試験機（西原式）の項、顕微鏡試料自動研磨機の項、シャッタータフネス試験機の項及び真空アーク溶解装置の項を削り、同表に次のように加える。

自動研磨機	270	80
-------	-----	----

3の表中導電率計の項、ダイヤモンドカッターの項、自動プレス装置の項及び超微粉化装置の項を削り、

循環式混練機	270	110	
真空土練機	270	30	
真空土練機	270	30	を
ジョークラッシャー	270	100	」

循環式混練機	270	110
真空土練機	270	30
ジョークラッシャー	270	100

に改

め、遠心分離器の項、恒温振とう機の項、たたら成型機の項、ディスク型振動ミルの項、坏土精製装置の項及び真空脱泡試験機の項を削る。

三重県告示第223号

三重県後期高齢者医療広域連合と三重県との間における議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託について、次のとおり規約を定めました。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

「次」は省略し、その関係書類は三重県総務部給与福利室に備え置いて縦覧に供する。

三重県告示第224号

全国自治宝くじ事務協議会規約（昭和30年三重県告示第301号）の一部を次のように変更しました。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

全国自治宝くじ事務協議会規約の1部を次のように変更する。
全国自治宝くじ事務協議会規約の1部を次のように変更する。
第11条第1項中「堺市」の次に「新湊市、浜松市」を加える。

附 則

この規約は、平成十九年四月一日から施行する。

三重県告示第225号

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約（昭和30年三重県告示第302号）の一部を次のように変更しました。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の1部を次のように変更する。
関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の1部を次のように変更する。
第11条第1項中「磐前市」の次に「新湊市」を、「津原市」の次に「浜松市」を加える。

附 則

この規約は、平成十九年四月一日から施行する。

三重県告示第226号

防災危機管理部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

防災危機管理部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

防災危機管理部関係補助金等交付要綱（平成16年三重県告示第266号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第5号の項を削り、第6号の項を第5号の項とし、第7号の項を第6号の項とし、第8号の項(の欄からE)の欄までを次のように改め、同項を同表第7号の項とする。

次に掲げる事業に要する経費	別に定める。	市町
(1) 津波対策促進事業		
(2) 孤立対策促進事業		
(3) 緊急避難所（公共的施設）耐震化対策促進事業		
(4) 災害時要援護者対策促進事業		

別表第1中第9号の項を第8号の項とする。

別表第2第1号の項(C)の欄中「補助事業等」を「補助事業」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前に改正前の防災危機管理部関係補助金等交付要綱に規定する補助金等についてなされた手続は、この告示に規定する補助金等についてなされた手続とみなす。

三重県告示第227号

生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

生活部関係補助金等交付要綱（平成14年三重県告示第205号）の一部を次のように改正する。

別表1(1)の表第1号の項(C)の欄中「及び運営費」を「等の事業」に改め、同表第2号の項(C)の欄を次のように改める。

隣保館の施設や設備の整備（創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等）に要する経費

別表1(1)の表第3号の項(C)の欄を次のように改める。

次に掲げる事業に要する経費

- (1) 隣保館運営事業
 - ア 社会調査及び研究事業
 - イ 相談事業
 - ウ 啓発・広報活動事業
 - エ 地域交流事業
 - オ 周辺地域巡回事業
 - カ 地域福祉事業
- (2) 隣保館における事業
 - ア 隣保館デイ・サービス事業
 - イ 地域交流促進事業
 - ウ 継続的相談援助事業
 - エ 広域隣保活動事業

別表1(1)の表第5号の項(B)の欄中「、相談」を削り、同項(C)の欄中「、相談」及び「及び団体の運営に要する経費」を削り、同表中第7号の項を削り、第8号の項を第7号の項とする。

別表1(2)の表第12号の項及び第13号の項を削る。

別表1(4)の表第2号の項を削る。

別表1(5)の表第2号の項(E)の欄を次のように改める。

中学校を設置する市町又は一部事務組合

別表1(5)の表第5号の項(A)の欄を次のように改める。

私立特別支援学校振興補助金

別表1(5)の表第5号の項(B)の欄及び(C)の欄中「私立養護学校」を「私立特別支援学校」に改め、同項(E)の欄中「養護学校」を「特別支援学校」に改め、同表第20号の項を削る。

別表2第4号の項を削る。

附 則

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正前の生活部関係補助金等交付要綱（以下「旧告示」という。）の規定により交付された補助金等に係る財産処分の制限、証拠書類の保存その他の条件については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行前に旧告示に規定する補助金等についてなされた手続は、この告示に規定する補助金等についてなされた手続とみなす。

三重県告示第228号

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の指定(平成18年三重県告示第265号)の一部を次のように改正します。

平成19年3月30日

三重県知事 野呂昭彦

採石業務管理者試験の項中「県土整備部砂防室」を「県土整備部維持管理室」に改める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

三重県告示第229号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第9項の規定により、三重県総合文化センターの利用料金を次のとおり承認しました。

平成19年3月30日

三重県知事 野呂昭彦

1 指定管理者

財団法人三重県文化振興事業団

理事長 武村泰男

2 利用料金の額

(1) 三重県文化会館のホール、リハーサル室及び楽屋

区 分				金額(円)			
				午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	
大ホール	平日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が1,000円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	61,160	91,740	122,330	
			一部使用(客席のうち1階部分のみを使用することをいう。以下同じ。)のとき	38,220	57,080	76,450	
			その他のとき	40,770	61,160	81,550	
			一部使用のとき	25,480	38,220	50,970	
		入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	81,550	122,330	163,100	
			一部使用のとき	50,970	76,450	101,940	
			その他のとき	61,160	91,740	122,330	
			一部使用のとき	38,220	57,080	76,450	
		入場料の額が3,001円以上5,000円以下の場合			101,940	152,910	203,880
		一部使用のとき			63,200	94,800	126,400
		入場料の額が5,001円以上の場合			122,330	183,490	244,660
		一部使用のとき			76,450	114,680	152,910
		準備及び練習の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	30,580	45,870	61,160	
			一部使用のとき	19,110	28,540	38,220	
その他のとき	20,380		30,580	40,770			
一部使用のとき	12,740		19,110	25,480			
	土曜日、日曜日及び休日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が1,000円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	76,450	114,680	152,910	
			一部使用のとき	47,400	70,840	94,800	
			その他のとき	50,970	76,450	101,940	
		一部使用のとき	31,600	47,400	63,200		
	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	101,940	152,910	203,880		
		一部使用のとき	63,200	94,800	126,400		

			その他のとき	76,450	114,680	152,910
			一部使用のとき	47,400	70,840	94,800
		入場料の額が3,001円以上5,000円以下の場合		127,420	191,140	254,850
		一部使用のとき		79,000	118,250	158,000
		入場料の額が5,001円以上の場合		152,910	229,360	305,820
		一部使用のとき		94,800	142,200	189,610
		準備及び練習の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	38,220	57,340	76,450
			一部使用のとき	23,700	35,420	47,400
			その他のとき	25,480	38,220	50,970
			一部使用のとき	15,800	23,700	31,600
中ホール	平日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が1,000円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	30,580	45,870	61,160
			その他のとき	20,380	30,580	40,770
		入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	40,770	61,160	81,550
			その他のとき	30,580	45,870	61,160
		入場料の額が3,001円以上5,000円以下の場合		50,970	76,450	101,940
		入場料の額が5,001円以上の場合		61,160	91,740	122,330
		準備及び練習の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	15,290	22,930	30,580
	その他のとき		10,190	15,290	20,380	
	土曜日、日曜日及び休日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が1,000円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	38,220	58,100	76,450
			その他のとき	25,480	38,730	50,970
		入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	50,970	77,470	101,940
			その他のとき	38,220	58,100	76,450
		入場料の額が3,001円以上5,000円以下の場合		63,710	96,840	127,420
		入場料の額が5,001円以上の場合		76,450	116,210	152,910
準備及び練習の場合		営利又は宣伝を目的とする催物のとき	19,110	29,050	38,220	
	その他のとき	12,740	19,360	25,480		
小ホール	平日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が1,000円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	9,170	13,760	18,340
			その他のとき	6,110	9,170	12,230
		入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	12,230	18,340	24,460
			その他のとき	9,170	13,760	18,340
		入場料の額が3,001円以上5,000円以下の場合		15,290	22,930	30,580
		入場料の額が5,001円以上の場合		18,340	27,520	36,690
		準備及び練習の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	4,580	6,880	9,170
	その他のとき		3,050	4,580	6,110	
	土曜日、日曜日及び休日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が1,000円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	10,700	16,820	22,930
			その他のとき	7,130	11,210	15,290

		入場料の額が 1,001 円以上 3,000 円以下 の場合	営利又は宣伝を目的とする催 物のとき	14,270	22,420	30,580
			その他のとき	10,700	16,820	22,930
		入場料の額が3,001円以上5,000円以下の場合		17,830	28,030	38,220
		入場料の額が5,001円以上の場合		21,400	33,640	45,870
		準備及び練習 の場合	営利又は宣伝を目的とする催 物のとき	5,350	8,410	11,460
			その他のとき	3,560	5,600	7,640
第 1 リハ ーサル室	平日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		8,150	12,230	16,310
		その他の場合		4,070	6,110	8,150
	土曜日、 日曜日 及び休日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		10,190	15,290	20,380
		その他の場合		5,090	7,640	10,190
第 2 リハ ーサル室	平日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		6,110	9,170	12,230
		その他の場合		3,050	4,580	6,110
	土曜日、 日曜日 及び休日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		7,130	11,210	15,290
		その他の場合		3,560	5,600	7,640
大ホール	楽屋 1 及び楽屋 2		2,030	3,050	4,070	
	楽屋 3 から楽屋 8 まで		710	1,010	1,420	
	楽屋 9		1,730	2,540	3,460	
	楽屋10		1,220	1,830	2,440	
中ホール	楽屋11		710	1,010	1,420	
	楽屋12及び楽屋13		2,030	3,050	4,070	
	楽屋14から楽屋18まで		710	1,010	1,420	
	楽屋19		400	610	810	
	楽屋20		1,320	2,030	2,650	
小ホール	楽屋21及び楽屋22		710	1,010	1,420	
	楽屋23		490	730	980	

備考

- 1 入場料とは入場料以外に会費等これに類するものを含み、入場料の額とは入場料のうち1人当たりの最高額をいう。
- 2 午前 9 時から午後 5 時まで、午前 9 時から午後 10 時まで又は午後 1 時から午後 10 時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 3 大ホール、中ホール又は小ホールにおいて、空調設備を利用する場合の金額は、別に定める。
- 4 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間 30 分 (30 分未満のときは 30 分とする。) 当たり直前 (直前がない場合にあっては直後) の単位となっている利用時間の 30 分当たりの額 (その額に 10 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額) とする。

(2) 三重県文化会館のギャラリー、レセプションルーム及び会議室

区分			金額 (円)			
			午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	
第 1 ギャ ラリー	平日	全部使用	営利又は宣伝を目的とする催 物の場合	42,810	55,040	55,040
			その他の場合	14,270	18,340	18,340
		2 分の 1 使用	営利又は宣伝を目的とする催 物の場合	21,400	27,520	27,520

			その他の場合	7,130	9,170	9,170
	土曜日、日曜日及び休日	全部使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	51,990	65,750	65,750
			その他の場合	17,330	21,910	21,910
		2分の1使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	25,990	33,640	33,640
			その他の場合	8,660	11,210	11,210
第2ギャラリー	平日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		30,580	38,220	38,220
		その他の場合		10,190	12,740	12,740
	土曜日、日曜日及び休日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		36,690	45,870	45,870
		その他の場合		12,230	15,290	15,290
レセプションルーム	平日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		28,540	36,690	36,690
		その他の場合		14,270	18,340	18,340
	土曜日、日曜日及び休日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		33,640	44,340	44,340
		その他の場合		16,820	22,170	22,170
大会議室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		17,120	19,970	19,970	
	その他の場合		8,560	9,980	9,980	
中会議室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		7,740	9,170	9,170	
	その他の場合		3,870	4,580	4,580	
小会議室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		4,480	4,890	4,890	
	その他の場合		2,240	2,440	2,440	

備考

- 午前9時から午後5時まで、午前9時から午後9時まで又は午後1時から午後9時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間30分（30分未満のときは、30分とする。）当たり直前（直前がない場合にあっては直後）の単位となっている利用時間の30分当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(3) 三重県生涯学習センター

区分		金額（円）		
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
視聴覚室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	12,100	14,120	14,120
	その他の場合	6,040	7,050	7,050
大研修室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	11,550	13,480	13,480
	その他の場合	5,770	6,740	6,740
中研修室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	5,980	6,840	6,840
	その他の場合	2,990	3,420	3,420
4階小研修室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	3,840	4,700	4,700
	その他の場合	1,920	2,350	2,350
2階小研修室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	3,840	4,700	4,700
	その他の場合	1,920	2,350	2,350

備考

- 午前9時から午後5時まで、午前9時から午後9時まで又は午後1時から午後9時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間30分（30分未満のときは30分とする。）当たり直前（直前がない場合にあっては直後）の単位となっている利用時間の30分当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(4) 三重県男女共同参画センター

区分				金額 (円)		
				午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで
多目的 ホール	平日	入場料を徴収しない場 合及び入場料の額が 1,000円以下の場合	営利又は宣伝を目的と する催物のとき	9,170	13,760	13,760
			その他のとき	6,110	9,170	9,170
		入場料の額が1,001円 以上3,000円以下の場 合	営利又は宣伝を目的と する催物のとき	12,230	18,340	18,340
			その他のとき	9,170	13,760	13,760
		入場料の額が3,001円以上5,000円以下の場合		15,290	22,930	22,930
		入場料の額が5,001円以上の場合		18,340	27,520	27,520
		準備及び練習の場合	営利又は宣伝を目的と する催物のとき	4,580	6,880	6,880
			その他のとき	3,050	4,580	4,580
	土曜日、 日曜日及 び休日	入場料を徴収しない場 合及び入場料の額が 1,000円以下の場合	営利又は宣伝を目的と する催物のとき	10,700	16,820	16,820
			その他のとき	7,130	11,210	11,210
		入場料の額が1,001円 以上3,000円以下の場 合	営利又は宣伝を目的と する催物のとき	14,270	22,420	22,420
			その他のとき	10,700	16,820	16,820
		入場料の額が3,001円以上5,000円以下の場合		17,830	28,030	28,030
		入場料の額が5,001円以上の場合		21,400	33,640	33,640
準備及び練習の場合		営利又は宣伝を目的と する催物のとき	5,350	8,410	8,410	
		その他のとき	3,560	5,600	5,600	
特別会議 室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		8,970	11,000	11,000	
	その他の場合		4,480	5,500	5,500	
セミナー 室 A	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		8,760	10,390	10,390	
	その他の場合		4,380	5,190	5,190	
セミナー 室 B	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		4,070	4,680	4,680	
	その他の場合		2,030	2,340	2,340	
セミナー 室 C	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		8,760	10,390	10,390	
	その他の場合		4,380	5,190	5,190	
生活工房	全部使用	営利又は宣伝を目的と する催物の場合	10,800	12,430	12,430	
		その他の場合	5,400	6,210	6,210	
	3分の2使用	営利又は宣伝を目的と する催物の場合	7,330	8,560	8,560	
		その他の場合	3,660	4,280	4,280	
	3分の1使用	営利又は宣伝を目的と する催物の場合	3,660	4,280	4,280	
		その他の場合	1,830	2,140	2,140	
和室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		3,460	4,070	4,070	
	その他の場合		1,730	2,030	2,030	
茶室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		6,620	7,640	-	
	その他の場合		3,310	3,820	-	
フィット ネスルー ム	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		4,680	5,300	5,300	
	その他の場合		2,340	2,650	2,650	

備考

- 1 入場料とは入場料以外に会費等これに類するものを含み、入場料の額とは入場料のうち1人当たりの最高額をいう。
 - 2 午前9時から午後5時まで、午前9時から午後9時まで又は午後1時から午後9時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額の額を合算した額とする。
 - 3 多目的ホールにおいて、空調設備を使用する場合の金額は、別に定める。
 - 4 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間30分(30分未満のときは、30分とする。)当たり直前(直前がない場合にあっては直後)の単位となっている利用時間の30分当たりの額(その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- (5) 飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスに必要な場所

区分	1年間の金額(円)
レストラン(事務室及びロッカーを含む。)	3,653,240
売店	304,770
その他の場所(1平方メートル当たり)	38,500

備考

- 1 その他の場所については、利用する面積が1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとする。
 - 2 金額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を認める場所

区分			金額(円)		
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
祝祭広場	貸館利用者	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	750	1,000	1,000
		その他の場合	-	-	-
	貸館利用者以外	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	1,500	2,000	2,000
		その他の場合	750	1,000	1,000
知識の広場	貸館利用者	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	750	1,000	1,000
		その他の場合	-	-	-
	貸館利用者以外	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	1,500	2,000	2,000
		その他の場合	750	1,000	1,000
その他の場所(1平方メートル当たり)			1年間につき 38,500		

備考

- 1 その他の場所については、利用する面積が1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとする。
 - 2 金額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。
- (7) センターの附属設備及び備品

ア 空調設備

ホール名	単位	金額(円)	
		三重県文化会館	三重県男女共同参画センター
大ホール	1時間	4,070	-
中ホール	1時間	3,050	-
小ホール	1時間	1,010	-
多目的ホール	1時間	-	1,010

イ 附属設備

設備名	単位	金額(円)
		三重県文化会館 三重県生涯学習センター 三重県男女共同参画センター

(舞台設備)		
オーケストラピット (大ホール 1)	1 式	5,090
オーケストラピット (大ホール 2)	1 式	5,090
オーケストラピット (中ホール)(脇花道を含む。)	1 式	8,150
音響反射板 (大ホール)	1 式	8,150
音響反射板 (中ホール)	1 式	5,090
舞台せり (大)	1 式	3,050
舞台せり (小)	1 式	1,010
スライディング	1 式	5,090
回り舞台	1 式	5,090
美術バトン	1 本	400
平台	1 坪	200
演台 (大) (花台を含む。)	1 式	1,010
演台 (中) (花台を含む。)	1 式	500
司会台	1 台	300
長机	1 台	100
折り畳み椅子	1 脚	50
オーケストラ用椅子	1 脚	100
式典用椅子	1 脚	300
所作台	1 式	8,150
仮設能舞台	1 式	15,290
松羽目	1 式	2,540
竹羽目	1 式	2,540
地がすり (黒色)	1 式	3,050
地がすり (灰色)	1 式	3,050
バレエマット	1 式	5,090
定式幕	1 式	5,090
白紗幕 (英国紗)	1 枚	2,030
黒紗幕 (英国紗)	1 枚	2,030
リアスクリーン	1 枚	5,090
ジョーゼット幕	1 列	5,090
バック幕 (波紗幕)	1 枚	5,090
ドロップ (山景色)	1 枚	5,090
ドロップ (川景色)	1 枚	5,090
ドロップ (波景色)	1 枚	5,090
金屏風	1 双	2,030
銀屏風	1 双	2,030
上敷	1 坪	200
大太鼓 (二尺丸台付)	1 台	1,010
毛せん (緋)	1 坪	200
毛せん (紺)	1 坪	200
赤布	1 坪	100
高座座布団	1 枚	200
長座布団	1 枚	200
ドライアイスマシン	1 台	2,030
(楽器)		
ピアノ (スタンウェイ) (大ホール・中ホール)	1 台	13,250
ピアノ (スタンウェイ) (小ホール・リハーサル室)	1 台	6,110
ピアノ (ベーゼンドルファー)	1 台	13,250

ピアノ (ヤマハ)	1台	6,110
ピアノ (カワイ)	1台	6,110
アップライトピアノ	1台	1,010
電子ピアノ	1台	1,010
チェレスタ	1台	5,090
ポジティブオルガン	1台	10,190
チェンバロ	1台	10,190
ハープ	1台	5,090
チャイム	1台	2,030
ティンパニー	1式	3,050
指揮台 (2段式)	1式	500
譜面台 (折り畳み式)	1台	50
譜面台 (スタンド式)	1台	100
譜面灯	1灯	50
ベース椅子	1脚	200
(照明設備)		
スポットライト	1kw	200
ピンスポットライト (3kw)	1台	2,030
ピンスポットライト (2kw)	1台	1,010
ピンスポットライト (1kw)	1台	500
デザイナー調光卓	1式	15,290
パニー (2.5kw)	1台	2,030
マルチストロボ	1台	1,010
スモークマシーン	1台	2,030
(音響設備)		
拡声装置 (大ホール又は中ホール)	1式	2,540
拡声装置 (小ホール又は多目的ホール)	1式	1,010
マイク	1本	500
録音再生装置	1台	500
移動用ミキサー	1台	2,000
音響効果機器	1台	1,000
移動用ダイレクトボックス	1台	600
移動用スピーカ (大)	1台	2,000
移動用スピーカ (小)	1台	1,000
ポータブルワイヤレスシステム	1式	1,010
(映写設備)		
16ミリ・35ミリ兼用映写機	1式	10,190
35ミリ映写機	1式	5,090
16ミリ映写機 (ホールにあるものに限る。)	1式	3,050
(その他)		
3色LED表示装置	1式	15,290
ハイビジョンシステム	1式	15,290
持込機材電気使用料	1kw	150
AVシステム	1式	2,030
ビデオプロジェクター	1式	2,030
同時通訳機	1式	15,290
スライド映写機	1式	1,010
オーバーヘッドプロジェクター	1式	1,010
16ミリ映写機	1式	2,030
茶器 (茶室にあるものに限る。)	1式	1,010
ノート型パソコン	1台	1,000

サインスタンド(大)	1台	1,200
サインスタンド(中)	1台	1,000
サインスタンド(小)	1台	500
オペラグラス	50個	2,500
シートクッション	50個	4,500

備考

- 1 空調設備の利用の時間が1時間未満であるときは、当該利用の時間は1時間とし、利用の時間に1時間未満の時間があるときは、当該1時間未満の時間は切り捨てとする。
- 2 附属設備の利用料金は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後9時(大ホール、中ホール、小ホール及びリハーサル室にあっては午後10時)までの各時間帯における利用料金とする。ただし、茶器(茶室にあるものに限る。)の利用料金は、午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの各時間帯における利用料金、サインスタンド、オペラグラス及びシートクッションの利用料金は、午前9時から午後9時(大ホール、中ホール、小ホール及びリハーサル室にあっては午後10時)までの利用料金とする。
- 3 利用料金の承認年月日
平成19年3月22日
- 4 利用料金の適用年月日
平成19年4月1日

三重県告示第230号

健康福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成19年3月30日

三重県知事 野呂昭彦

健康福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

健康福祉部関係補助金等交付要綱(平成7年三重県告示第435号)の一部を次のように改正する。

別表1の(1)の表に次のように加える。

3	地域災害医療センター施設整備事業補助金	大規模災害時の医療を確保するために必要な災害拠点病院の施設整備を図る。	国庫交付対象事業の施設整備に要する経費	別に定める。	市町を除く災害拠点病院の開設者
---	---------------------	-------------------------------------	---------------------	--------	-----------------

別表1の(3)の表に次のように加える。

4	メディカルバレー創造的人材育成事業補助金	高度な科学知識を有し、起業家となる人材の育成並びに研究開発及び技術開発の促進を図る。	企業が必要とする高度な科学知識を有し、研究開発の中心となって活躍できる人材の育成を目的として、大学等がカリキュラムの中で共同研究を実施するときに事業者が負担する経費	別に定める。	三重県内に研究施設、工場又は事業活動の拠点を有する事業者
---	----------------------	--	--	--------	------------------------------

別表1の(4)の表中第9号の項を削り、第10号の項を第9号の項とし、第11号の項から第14号の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表1の(6)の表第3号の項(D)の欄を次のように改める。

別に定める。

別表1の(6)の表第4号の項(D)の欄を次のように改める。

別に定める。

別表1の(6)の表中第34号の項を第35号の項とし、第27号の項から第33号の項までを1項ずつ繰り下げ、第26号の項の次に次のように加える。

27	特定不妊治療費補助金	特定不妊治療を受けた者のうち、特に低所得世帯の経済的負担の軽減を図る。	特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は見込みが極めて少ないと医師に診断された者が、別に定める指定医療機関で特定不妊治療に要した経費	補助基本額の 1 / 2	市町特定不妊治療費助成事業を実施する市町
----	------------	-------------------------------------	---	--------------	----------------------

別表 1 の(6)の表に次のように加える。

36	児童虐待対策設備整備費補助金	市町における児童虐待防止の中核となる要保護児童対策地域協議会の設置促進を図る。	市町要保護児童対策地域協議会の調整機関の設置に必要な設備機器に要する経費	別に定める。	市町
----	----------------	---	--------------------------------------	--------	----

別表 1 の(7)の表第 8 号の項(E)の欄を次のように改める。

がん診療連携拠点
病院の開設者

別表 1 の(7)の表第 15 号の項(E)の欄中「市町、」を削り、同表第 16 号の項(E)の欄中「日本赤十字社、厚生農業協同組合連合会、」を削り、同表第 19 号の項(E)の欄、第 20 号の項(E)の欄及び第 21 号の項(E)の欄中「市町、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、」を削り、同表第 22 号の項(E)の欄及び第 23 号の項(E)の欄中「市町、」を削る。

別表 1 の(8)の表に次のように加える。

16	救護施設施設整備等整備費補助金	生活保護法救護施設の整備を図る。	生活保護法救護施設の施設整備に要する経費	別に定める。	社会福祉法人
----	-----------------	------------------	----------------------	--------	--------

別表 1 の(9)の表第 10 号の項(B)の欄中「負担する」を「交付する」に改め、同表に次のように加える。

12	介護サービス提供事業者資質向上事業補助金	介護サービス提供事業者における介護サービスの質の向上を図る。	各専門職の資質向上研修実施に当たり必要となる経費	別に定める。	三重県老人福祉施設協議会、三重県老人保健施設協会及び三重県地域包括在宅介護支援センター協議会
13	介護サービス情報公表支援事業費補助金	介護サービス情報の公表制度の円滑な実施を図る。	県が指定した指定情報公表センターの初度設備の整備に要する経費	別に定める。	三重県指定情報公表センター

別表 1 の(10)の表第 3 号の項(C)の欄から(E)の欄までを次のように改める。

1 (1) 身体障害者療護施設、身体障害者更生施設及び身体障害者授産施設の利用に関し支給した支援費に対する負担金又は措置に要する経費	補助基本額の 3 / 4 居住地不明者 にあつては、 10 / 10	市町
(2) 知的障害者更生施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通勤寮の利用に関し支給した支援費に対する負担金又は措置に要する経費		
2 (1) 身体障害者施設を利用する身体障害者に対する更生訓練に要する経費	補助基本額の 3 / 4 居住地不明者 にあつては、 1 / 2	市町
(2) 進行性筋萎縮症者の措置に要する経費		
(3) 身体障害者、知的障害者及び精神障害者が授産施設を相互利用する事業に要する経費		
3 小規模通所授産施設の運営に対する市町の補助に要する経費	補助基本額の 3 / 4 以内	市町

別表 1 の(10)の表第 4 号の項(C)の欄から(E)の欄までを次のように改める。

1 身体障害者(児)に対する義肢、装具、車椅子等補装具の給付に要する経費	補助基本額の 1 / 4 居住地不明者 にあつては、 1 / 2	市町
2 在宅障害児、在宅知的障害者及び在宅身体障害者に対し点字タイプライター等日常生活が円滑になるような用具の給付又は貸与に要する経費	補助基本額の 1 / 4	

別表 1 の(10)の表第 5 号の項(D)の欄及び(E)の欄を次のように改める。

補助基本額の 1 / 4 居住地不明者にあっ ては、1 / 2	市町
---------------------------------------	----

別表 1 の(10)の表第 6 号の項(B)の欄及び(C)の欄を次のように改める。

障害者自立支援法(平成17 年法律第123号)に基づく 日中活動系サービス事業実 施施設、障害者支援施設等 の入所施設を整備すること により、障害者の自立促進 及び福祉の推進を図る。	障害者自立支援法関連施設(生活 介護、就労移行支援事業所等)、障 害者支援施設、障害児施設等の施 設及び設備の整備に要する経費
---	--

別表 1 の(10)の表第 8 号の項(C)の欄から(E)の欄までを次のように改める。

1 職親の委託に要する経費	補助基本額の 3 / 4 以内 居住地不明者に あつては、10 / 10以内	町 市町
2 知的障害者福祉工場及び身体 障害者福祉工場の運営に要する 経費	補助基本額の10 / 10	社会福祉法人
3 知的障害者通勤寮の運営に要 する経費	補助基本額の 1 / 4 以内 居住地不明者に あつては、10 / 10以内	市町

別表 1 の(10)の表第10号の項(C)の欄を次のように改める。

1 精神障害者社会復帰施設の運 営に要する経費
2 身体障害者及び知的障害者が 精神障害者通所授産施設を相互 利用する場合の経費
3 小規模通所授産施設の運営に 対する市町の補助に要する経費

別表 1 の(10)の表第17号の項(C)の欄中「(平成17年法律第123号)」を削り、同表に次のように加える。

18	障害者自立支援 事業費補助(負 担)金	障害児(者)の福 祉の向上を図る。	1 介護給付費、訓練等給 付費、特例介護給付費、 特例訓練等給付費、サー ビス利用計画作成費、高 額障害福祉サービス費、 特定障害者特別給付費及 び特例特定障害者特別給 付費の支給に要する経費 2 療養介護医療費及び基 準該当療養介護医療費に 要する経費 3 補装具費の支給に要す る経費 4 更生医療給付費の支給 に要する経費 5 地域生活支援事業に要 する経費	補助基本額の 1 / 4 以内	市町
19	日中活動支援事 業費補助金	障害児(者)の自 立生活を支援し、 社会参加の促進を 図る。	市町が障害児(者)等を地 域活動支援センター等に 通わせ、創作的活動等を行 わせる事業に要する経費	別に定める。	市町
20	障害者自立支援 対策臨時特別対 策事業費補助金	障害者自立支援法 の円滑な実施を図 る。	1 事業者の事業運営に要 する経費 2 障害者自立支援法の事 業への円滑な移行に要す る経費	別に定める。	市町及び法人

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の健康福祉部関係補助金等交付要綱の規定は、平成18年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第231号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、三重県社会福祉会館会議室に係る賃貸料の徴収事務を次のとおり委託しました。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 委託先

三重県津市桜田町9番10号
株式会社三重空調

2 委託期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

三重県告示第232号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
佐々木整形外科	四日市市中川原町三丁目1番3号	平成19年1月1日
鈴鹿いとう眼科	鈴鹿市算所二丁目14-19	平成19年3月1日
伊勢谷医院	津市安濃町大字川西51番地5	平成18年12月12日
わきたに眼科	松阪市下村町1843-6	平成19年2月1日
いせ山川クリニック	伊勢市小木町557	平成19年1月9日
小林内科クリニック	鳥羽市大明西町1-1	平成19年2月1日
中井耳鼻咽喉科	伊賀市四十九町1278-20	平成19年1月1日
医療法人宮崎会 宮崎医院	名張市安部田278	平成19年1月1日
かとう小児科医院	名張市桔梗が丘5番町2街区48番地	平成19年1月1日
すぎのクリニック	名張市鴻の台2番町113-2	平成19年2月1日
きひら内科消化器科	員弁郡東員町大字山田字西畑1761	平成19年3月1日
医療法人AQUA もりもと歯科クリニック	四日市市笹川1丁目59	平成19年1月1日
平田歯科医院	鈴鹿市下大久保町2758-191	平成19年1月1日
右京歯科	伊勢市小木町558-1	平成19年2月1日
ななわ調剤薬局	桑名市大字大仲新田256-17	平成19年1月1日
株式会社スギ薬局 桑名中央店	桑名市矢田礮201番地7	平成19年3月12日
安塚薬局	鈴鹿市安塚町1605	平成19年3月1日
たんぼ薬局久居店	津市久居新町3006 ポルタひさい2階	平成18年12月1日
五十鈴調剤薬局	伊勢市古市町173	平成19年2月1日
チェリー調剤薬局 東員店	員弁郡東員町山田西畑1761-2	平成19年3月1日

三重県告示第233号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

指定介護機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
とくりき耳鼻咽喉科医院	鈴鹿市平田東町2-7	鈴鹿市平田東町2-7	平成19年2月1日

ふたば薬局 平田店	鈴鹿市平田東町2-10	鈴鹿市平田東町2-10	平成19年2月1日
-----------	-------------	-------------	-----------

三重県告示第234号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
安藤内科小児科医院	四日市市富田二丁目6-3	平成19年1月9日
佐々木整形外科	四日市市中川原三丁目1-3	平成18年12月31日
伊勢谷医院	津市安濃町大字川西51番地5	平成18年12月22日
わきたに眼科	松阪市下村町1843-6	平成19年1月31日
中井耳鼻咽喉科	伊賀市四十九町1278-20	平成18年12月31日
宮崎医院	名張市安部田278	平成18年12月31日
すぎのクリニック	名張市鴻之台2番町113-2	平成19年1月31日
かとう小児科医院	名張市桔梗が丘5番町2街区48番地	平成18年12月31日
もりもと歯科クリニック	四日市市笹川一丁目59	平成18年12月31日
浅野歯科医院	津市柳山津興656番地2	平成18年12月31日
右京歯科	伊勢市小木町492-1 アークフジ 2F	平成19年1月31日
津西調剤薬局	津市広明町297-3	平成18年11月30日
はあと薬局津新町店	津市南新町8-34	平成18年12月15日
五十鈴調剤薬局	伊勢市古市町173	平成19年1月31日

三重県告示第235号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の休止の届出がありました。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
鈴鹿回生歯科診療所	鈴鹿市国府町字保子里175番地	平成19年2月19日
株式会社 昭和薬局	四日市市沖の島町3-16	平成18年9月30日
はあと薬局津新町店	津市南新町8-34	平成18年11月30日

三重県告示第236号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

指定介護機関の名称	所在地	指定年月日	事業（サービス）の種類
伊勢慶友病院訪問リハビリテーション	伊勢市常盤2丁目7番28号	平成19年1月1日	訪問リハビリテーション
おかむら歯科医院	伊勢市久世戸町22	平成18年12月1日	居宅療養管理指導
デイサービスセンター「大家族」	鈴鹿市高岡町1821-1	平成19年2月1日	通所介護
デイサービスセンターさくら	伊賀市比土377番地1	平成19年3月1日	通所介護

通所リハビリテーション和(なごみ)	桑名市大中央町21番地の15	平成19年3月1日	通所リハビリテーション
介護老人保健施設 ことぶき	桑名市大中央町21番地の15	平成19年3月1日	短期入所療養介護
安寿ヘルパーステーション	鈴鹿市安塚町1554番地	平成19年1月1日	介護予防訪問介護
訪問介護スカイ	亀山市川崎町1584	平成19年3月1日	介護予防訪問介護
ケアステーションたきび	津市殿村332 1	平成19年3月1日	介護予防訪問介護
指定訪問介護事業所 クレヨン	津市高茶屋小森上野町1336番地の14	平成19年1月1日	介護予防訪問介護
ケアステーションたきびTEAMひわ	津市本町26 16	平成18年12月1日	介護予防訪問介護
ヘルパーステーション 津なぎさの家	津市大門11番13号	平成19年3月1日	介護予防訪問介護
ときわ訪問看護ステーション	四日市市城北町8番1号	平成19年1月1日	介護予防訪問看護
村瀬病院訪問看護ステーション ひまわり	鈴鹿市神戸三丁目12 10	平成19年2月1日	介護予防訪問看護
田中介護予防訪問看護ステーション	伊勢市曾祢1丁目13 4	平成18年12月1日	介護予防訪問看護
おかむら歯科医院	伊勢市久世戸町72 22	平成18年12月1日	介護予防居宅療養管理指導
倉本病院 デイサービスセンター津デイ	津市下弁財町津興3040番地	平成19年2月1日	介護予防通所介護
デイサービスセンター「大家族」	鈴鹿市高岡町1820 1	平成19年3月1日	介護予防通所介護
デイサービスセンター「大家族」	鈴鹿市高岡町1821 1	平成19年2月1日	介護予防通所介護
デイサービスセンターふれあい	亀山市川崎町1584番地	平成19年3月1日	介護予防通所介護
津なぎさの家	津市大門11番13号	平成19年3月1日	介護予防通所介護
デイサービスセンター はなおか苑	松阪市大黒田町741番地	平成19年3月1日	介護予防通所介護
うさぎ 介護予防通所介護事業所	松阪市射和町644 2	平成19年1月1日	介護予防通所介護
デイサービスセンターさくら	伊賀市比土377番地1	平成19年3月1日	介護予防通所介護
介護老人保健施設 ことぶき	桑名市大中央町21番地の15	平成19年3月1日	介護予防通所リハビリテーション
介護老人保健施設 ことぶき	桑名市大中央町21番地の15	平成19年3月1日	介護予防短期入所療養介護
居宅介護支援事業所ピオラ	松阪市山室町2358 11	平成19年2月1日	居宅介護支援
医療法人 全心会 伊勢慶友ケアプランセンター	伊勢市常磐2 7 28	平成19年1月1日	居宅介護支援
ケアプランセンター 西井	松阪市曾原町813番地1	平成18年11月1日	居宅介護支援
居宅介護支援事業所 ふれんど	津市美杉町八知5902番地	平成19年2月1日	居宅介護支援
居宅介護支援事業所 豊和	志摩市阿児町国府南草1061 152	平成19年3月1日	居宅介護支援
介護老人保健施設 ことぶき	桑名市大中央町21番地の15	平成19年3月1日	介護老人保健施設
デイサービスセンター 報徳園	津市河辺町1317番地1	平成19年2月1日	認知症対応型通所介護
ケアサービス若松	鈴鹿市若松北1丁目39 22	平成19年2月1日	小規模多機能型居宅介護
悠久の里	鈴鹿市安塚町1350 65	平成19年3月1日	小規模多機能型居宅介護
ケアサービス若松	鈴鹿市若松北1丁目39 22	平成19年2月1日	介護予防小規模多機能型居宅介護

悠久の里	鈴鹿市安塚町1350-65	平成19年3月1日	介護予防小規模多機能型居宅介護
グループホーム 亀山	亀山市川崎町1586-1	平成19年3月1日	介護予防認知症対応型共同生活介護
グループホーム すいせん	三重郡川越町大字高松203-2	平成19年2月1日	介護予防認知症対応型共同生活介護
グループホーム五ヶ所	度会郡南伊勢町五ヶ所浦4024-2	平成19年3月1日	介護予防認知症対応型共同生活介護

三重県告示第237号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

平成19年3月30日

三重県知事 野呂昭彦

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更後の名称等	変更年月日
ナイトー介護ステーション	津市丸之内33番16号	訪問介護	津市大倉4番23号	平成19年2月19日
ホームヘルパー ささゆり	伊勢市本町2番4号	訪問介護	伊勢市上地町2564-1	平成19年2月1日
合資会社ナイトー	津市丸之内33番16号	福祉用具貸与	津市大倉4番23号	平成19年2月19日
合資会社ナイトー	津市丸之内33番地16号	特定福祉用具販売	津市大倉4番23号	平成19年2月19日
指定居宅介護支援事業所 ナイトー	津市丸之内33番16号	居宅介護支援事業	津市大倉4番23号	平成19年2月19日
社団法人 伊勢市医師会	伊勢市勢田町628-10	居宅介護支援事業	社団法人 伊勢地区医師会居宅介護支援事業所	平成19年3月1日
菰野町在宅介護支援センターいきいき	三重郡菰野町福村75番地	居宅介護支援事業	菰野厚生病院居宅介護支援事業所いきいき	平成19年3月1日
大紀町ケアプランセンター「紀勢」	度会郡大紀町錦736-7	居宅介護支援事業	度会郡大紀町滝原1030-1 大紀町ケアプランセンター	平成19年4月1日
合資会社ナイトー	津市丸之内33番地16号	介護予防福祉用具貸与	津市大倉4番23号	平成19年2月19日
合資会社ナイトー	津市丸之内33番地16号	特定介護予防福祉用具販売	津市大倉4番23号	平成19年2月19日

三重県告示第238号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出がありました。

平成19年3月30日

三重県知事 野呂昭彦

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
ケアサービス若松	鈴鹿市若松北1丁目39-22	通所介護	平成19年1月31日
ケアサービス若松	鈴鹿市若松北1丁目39-22	介護予防通所介護	平成19年1月31日
大紀町ケアプランセンター「大宮」	度会郡大紀町野添887-7	居宅介護支援	平成19年3月31日

三重県告示239号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、三重県母子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金の収納事務を次のとおり委託しました。

平成19年3月30日

三重県知事 野呂昭彦

- 1 委託先
東京都港区芝浦三丁目16番20号
ニッテレ債権回収株式会社
- 2 委託期間
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

三重県告示第240号

児童福祉法施行細則第22条の規定による徴収額(昭和61年三重県告示第322号)の一部を次のように改正し、平成18年10月分の徴収から適用します。

平成19年3月30日

三重県知事 野呂昭彦

告示中「児童福祉法第31条第2項」を「児童福祉法(昭和22年法律第164号)第31条第2項」に改める。

表1中 「知的障害児通園施設及び母子生活支援施設」 を 「児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部、知的障害児通園施設及び母子生活支援施設」 に改め、同表備考5(3)中「を除く。」のいる世帯」を「

児童福祉法第24条の2により障害児施設を利用する児童、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第6条の自立支援給付の受給者(同法第5条第5項、第6項、第13項、第14項及び第15項のサービスに限る。)及び同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)のいる世帯」に改め、同表備考5(3)に次のように加える。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

表1備考6中「徴収月額とする。」の次に「ただし、平成18年10月1日以降において、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第24条の2の障害児施設給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収若しくは日割りである場合、又は児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部若しくは「障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金及び知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担(補助)金について(平成19年2月23日厚生労働省発障第0223004号厚生労働事務次官通知)(以下「0223004号通知」という。))の別表6-1障害児施設徴収金基準額表(扶養義務者用)に定める知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設若しくは肢体不自由児施設通園部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限とする。ただし、児童福祉法第24条の2に定める障害児施設に入所している児童等に係る徴収金基準額は、障害者自立支援法附則第1条第2号に定める日前の児童福祉法に基づく0223004号通知の徴収金基準額とする。)とし、その額が「社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減等事業の実施について(平成18年4月3日障発第0403002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」適用後のその月の利用者負担額(児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに同法第24条の20に規定する障害児施設医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。」を加える。

三重県告示第241号

児童福祉法施行細則の規定による支払を命ずる額(昭和62年三重県告示第191号)を廃止し、公表の日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県告示第242号

児童福祉法施行細則第32条の規定により、児童福祉法第50条第5号に規定する費用の徴収額（平成2年三重県告示第553号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

題名を次のように改める。

児童福祉法施行細則第22条の規定により、児童福祉法第50条第5号に規定する費用の徴収額徴収額表備考1中「第21条の9条」を「第20条」に、「結核予防法」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する」に改める。

三重県告示第244号

三重県歯科技工法施行細則の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成十九年三月三十日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県歯科技工法施行細則の一部を改正する告示

三重県歯科技工法施行細則（昭和三十一年三重県告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三重県歯科技工法施行細則

第一条中「歯科技工法」を「歯科技工士法」に、「同法施行令」を「歯科技工士法施行令」に、「同法施行規則」を「歯科技工士法施行規則」に改める。

第二条中「第一条第二項第一号」を「第一条の三第二項第一号」に改める。

第三条から第九条までを削る。

第十条中「第八号様式」を「第一号様式」に改め、同条を第三条とする。

第十一条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条中「第九号様式」を「第二号様式」に、「第十号様式」を「第三号様式」に改め、同条を第四条とする。

第十二条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条中「休、廃止画」を「廃止（休止）画」に、「第十一号様式」を「第四号様式」に、「第十二号様式」を「第五号様式」に改め、同条を第五条とする。

第十三条の見出し中「失せし」を「失せつ」に改め、同条中「または」を「又は」に、「第十三号様式」を「第六号様式」に改め、同条を第六条とする。

第十四条を削る。

第十五条中「および」を「及び」に改め、同条を第七条とする。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

第一号様式から第六号様式までを次のように改める。

第 1 号様式 (第 3 条関係)

歯科技工士試験合格証明書交付申請書

年 月 日

三重県知事 へ

氏 名



歯科技工士法施行規則第 10 条の規定により、歯科技工士試験合格証明書の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 本 籍
- 2 住 所
- 3 氏 名
- 4 試験合格年月日
- 5 合格証明書を必要とする理由

(規格 A 4)

第 2 号様式 (第 4 条関係)

歯科技工所開設届

年 月 日

三重県知事 へ

氏 名



歯科技工士法第 21 条第 1 項前段の規定により、歯科技工所の開設について、次のとおり届け出ます。

- 1 開設者の住所及び氏名
- 2 開設年月日
- 3 名 称
- 4 開設の場所
- 5 管理者の住所及び氏名
- 6 業務に従事する者の氏名
- 7 構造設備の概要及び平面図

(規格 A 4)

第 3 号様式 (第 4 条関係)

歯科技工所内容変更届

年 月 日

三重県知事 へ

氏 名



歯科技工士法第 21 条第 1 項後段の規定により、歯科技工所の内容の変更について、次のとおり届け出ます。

- 1 開設者の住所及び氏名
- 2 名 称
- 3 開設の場所
- 4 変更事項及びその理由
- 5 変更年月日

(規格 A 4)

第 4 号様式 (第 5 条関係)

歯科技工所廃止 (休止) 届

年 月 日

三重県知事 へ

氏 名



歯科技工士法第 21 条第 2 項前段の規定により、歯科技工所の廃止 (休止) について、次のとおり届け出ます。

- 1 開設者の住所及び氏名
- 2 名 称
- 3 開設の場所
- 4 廃止 (休止) の年月日
- 5 廃止 (休止) の理由

(規格 A 4)

第 5 号様式 (第 5 条関係)

歯科技工所再開届

年 月 日

三重県知事 あて

氏 名

Ⓜ

歯科技工士法第 21 条第 2 項後段の規定により、歯科技工所の再開について、次のとおり届け出ます。

- 1 開設者の住所及び氏名
- 2 名 称
- 3 開設の場所
- 4 休止年月日
- 5 再開年月日

(規格 A 4)

第6号様式(第6条関係)

歯科技工所開設者死亡(失そう)届

年 月 日

三重県知事 へ

氏 名 (印)

歯科技工所開設者が死亡(失そう)しましたので、次のとおり届け出ます。

- 1 開設者の住所及び氏名
- 2 名 称
- 3 開設の場所
- 4 死亡又は失そうの宣告を受けた年月日

(規格A4)

歯科技工所開設者の死亡(失そう)届

- 1 この届出は、公衆の目から施行する。
- 2 この届出の提出の際に提出書類の提出に当たっては、届出の取扱いに当たって取られた措置等について、提出後の提出書類に提出に当たって届出の取扱いに当たって取られた措置等について。

三重県告示第244号

介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設から指定辞退の届出がありました。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

介護保険事業者番号	事業者名	事業者の所在地	申請(開設)者名	申請(開設)者の代表者氏名	指定辞退年月日
2410805192	医療法人 角前胃腸科医院	伊勢市藤里町698-15	医療法人 角前胃腸科医院	角前 泰之	平成19年3月31日

三重県告示第245号

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定(昭和52年三重県告示第725号)の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

告示中「、名張市」を削り、「町村役場」を「町役場」に改める。

三重県告示第246号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、中部国際空港の航空機騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域を次のように指定し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

地域の類型	地域の類型を当てはめる地域
	桑名市の区域のうち長島町の区域、鳥羽市の区域のうち桃取町及び答志町の区域並びに桑名郡木曾岬町の区域。ただし、河川区域を除く。

備考

- 1 地域の類型とは、航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第154号）第1の1に規定する地域の類型をいう。
- 2 河川区域とは、河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項（同法第100条第1項において準用する場合を含む。）に規定する河川区域をいう。

三重県告示第247号

悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準（平成10年三重県告示第323号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

第1の1中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

三重県告示第248号

農地法（昭和27年法律第229号）第62条第2項の規定に基づき、次のとおり土地配分計画を作成しました。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

地区名	土地の所在	入 植 者	
		予定売渡口数（口）	予定売渡面積（㎡）
船津	北牟婁郡紀北町海山区船津字稻荷堂2656番	1	909
船津	北牟婁郡紀北町海山区船津字稻荷堂2657番	1	991
船津	北牟婁郡紀北町海山区船津字稻荷堂2658番	1	661
船津	北牟婁郡紀北町海山区船津字稻荷堂2659番	1	1057
船津	北牟婁郡紀北町海山区船津字稻荷堂2660番	1	991

三重県告示第249号

三重県肥料分析規程を廃止する告示を次のように定めます。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県肥料分析規程を廃止する告示

三重県肥料分析規程（昭和31年三重県告示第420号）は、廃止する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県告示第250号

三重県卸売市場条例（平成12年三重県条例第20号）第15条の規定により、地方卸売市場の開設について、次のとおり許可しました。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 許可番号
第65号
- 2 許可年月日
平成19年3月20日
- 3 開設者の名称
三重県
- 4 市場の名称
三重県地方卸売市場
- 5 市場の位置
松阪市小津町800番地
- 6 開設の期日
平成19年4月1日
- 7 取扱品目の部類
水産物部

三重県告示第251号

三重県地方卸売市場条例（平成12年三重県条例第20号）第22条の規定により、地方卸売市場における卸売業務について、次のとおり許可しました。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 許可番号
第73号
- 2 許可年月日
平成19年3月23日
- 3 卸売業者の名称
株式会社松阪魚市
- 4 卸売業務を行う市場の名称
三重県地方卸売市場
- 5 卸売業務を行う市場の位置
松阪市小津町800番地
- 6 卸売業務開始の期日
平成19年4月1日
- 7 取扱品目の部類
水産物部

三重県告示第252号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあっては代表者の氏名 2 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 意見の対象となる周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県農水商工部観光局観光・交流室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、大規模小売店舗立地法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

AOKI四日市生桑店 三洋堂書店四日市生桑店
四日市市生桑町字榎下201番1外4筆

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

名称	住所	代表者
株式会社AOKIホールディングス	東京都港区北青山三丁目5番30号	青木 拡 憲
株式会社三洋堂書店	愛知県名古屋市長区瑞穂区新開町18番22号	加藤 和 裕

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称	住所	代表者
株式会社AOKIホールディングス	東京都港区北青山三丁目5番30号	青木 拡 憲
株式会社三洋堂書店	愛知県名古屋市長区瑞穂区新開町18番22号	加藤 和 裕

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成19年11月16日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,281平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

114台

(2) 駐輪場の収容台数

68台

(3) 荷さばき施設の面積

71.83平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

15.49立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社AOKIホールディングス	午前10時	午後8時
株式会社三洋堂書店	午前9時	午前2時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午前2時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

2か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後8時まで

7 届出の日

平成19年3月15日

8 届出等の縦覧場所

三重県農水商工部観光局観光・交流室

四日市農林商工環境事務所

9 届出等の縦覧の期間及び時間

平成19年3月30日から同年7月30日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第253号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により伊賀市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アピタ伊賀上野西店
伊賀市服部町尾崎1818番地1外14筆
- 2 伊賀市から聴取した意見
なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県農水商工部観光局観光・交流室
伊賀農林商工環境事務所
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成19年3月30日から同年5月1日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第254号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあつては代表者の氏名 2 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 意見の対象となる周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県農水商工部観光局観光・交流室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、大規模小売店舗立地法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ぎゅーとら ラブリー明和店・ジップドラッグ 明和店
多気郡明和町蓑村207番地外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
オリックス・アルファ株式会社
東京都港区芝3丁目22番8号
坂本 修二
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

名 称	住 所	代 表 者
株式会社ぎゅーとら	伊勢市西豊浜町655番地18号	清 水 秀 隆
株式会社ジップドラッグ	愛知県名古屋市北区若鶴町314番地	三 枝 将 夫
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成19年11月16日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,861平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
148台
 - (2) 駐輪場の収容台数
68台
 - (3) 荷さばき施設の面積
133平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
33.6立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 開店時刻 午前9時

イ 閉店時刻 午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで(飲食店舗用として午前8時30分から午前2時30分まで)

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

3か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後3時まで

7 届出の日

平成19年3月15日

8 届出等の縦覧場所

三重県農水商工部観光局観光・交流室

松阪農林商工環境事務所

伊勢農林水産商工環境事務所

9 届出等の縦覧の期間及び時間

平成19年3月30日から同年7月30日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第255号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により伊賀市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ伊賀上野店

伊賀市服部町尾崎1788番地外33筆

2 伊賀市から聴取した意見

なし

3 意見の縦覧場所

三重県農水商工部観光局観光・交流室

伊賀農林商工環境事務所

4 意見の縦覧の期間及び時間

平成19年3月30日から同年5月1日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第256号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定により津市から聴取した意見に配慮し、及び指針を勘案しつつ、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、次の大規模小売店舗については意見を有しない旨の通知をしたので公告します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

大規模小売店舗の名称及び所在地

SENO PARK 津 Bゾーン

津市白塚町字九門久454外11筆及び字鎌田3925-1外14筆並びに栗真小川町字大門534外3筆及び字沢432-1外14筆

三重県告示第257号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定により明和町

から聴取した意見に配慮し、及び指針を勘案しつつ、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、次の大規模小売店舗については意見を有しない旨の通知をしたので公告します。

平成19年3月30日

三重県知事 野呂昭彦

大規模小売店舗の名称及び所在地

ブライトガーデン明和

多気郡明和町大字中村字宇路津1266 - 1 外13筆

三重県告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路保全室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

平成19年3月30日

三重県知事 野呂昭彦

第1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松阪第2環状線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
松阪市上川町字どんど2692番8から 松阪市上川町字どんど2739番37まで	新	10.00～12.00	110.00

第2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 多気停車場斉明線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
多気郡明和町大字上村字コドノ1268番8から 多気郡明和町大字金剛坂字古垣内776番38まで	旧	4.40～9.50	1597.50

第3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊勢松阪線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
多気郡明和町大字山淀字大木須1716番2から	旧	4.00～13.00	1230.00
多気郡明和町大字行部字東浦282番2まで	旧新	6.00～30.00	1497.00

第4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松阪一志線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
松阪市嬉野天花寺町字北瀬古456番3から	旧	6.00～9.50	731.00
松阪市嬉野宮古町字築山1356番まで	旧新	13.00～58.00	765.00

第5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松阪一志線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
松阪市嬉野天花寺町958番地先から 松阪市嬉野天花寺町958番まで	旧	8.30 ~ 14.30	71.70

第6

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 422号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
北牟婁郡紀北町紀伊長島区大原字西久保948番地先から 北牟婁郡紀北町紀伊長島区十須字中村152番5まで	旧 旧新	6.00 ~ 19.60 6.80 ~ 14.50	170.00 164.50

第7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長島港古里線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
北牟婁郡紀北町紀伊長島区古里字谷田878番8地先から 北牟婁郡紀北町紀伊長島区古里字垣ノ内1030番1地先まで	旧	4.90 ~ 29.00	568.50

第8

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松阪第2環状線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
松阪市上川町字どんど2701番8から 松阪市上川町字コノ2460番5	旧	5.50	377.60

三重県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路保全室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。
 平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 上海老茂福線	四日市市山城町字東大谷1438番6から 四日市市朝明町字東山2538番119まで	平成19年3月30日
県道 辺法寺加佐登停車場線	亀山市辺法寺町字下川原480番20から 亀山市辺法寺町字下川原480番23まで	平成19年3月30日
一般国道 306号	亀山市栄町字萩野1487番237から 亀山市栄町字上西野1485番9まで	平成19年3月30日
一般国道 306号	亀山市川合町字北中ノ山1197番111から 亀山市川合町字北中ノ山1197番116まで	平成19年3月30日

県道 松阪第2環状線	松阪市上川町字どんど2692番8から 松阪市上川町字どんど2739番37まで	平成19年3月30日
一般国道 422号	多気郡大台町小滝字高畑44番10から 多気郡大台町小滝字高畑49番8まで	平成19年3月30日
県道 勢和兄国松阪線	多気郡多気町三疋田字からけ田469番1から 多気郡多気町三疋田字東貝鍋492番1まで	平成19年3月30日
一般国道 422号	多気郡大台町小滝字川岸41番4から 多気郡大台町小滝字高畑44番10まで	平成19年3月30日
県道 都祁名張線	名張市安部田字地藏ヶ谷3461番2地内	平成19年3月30日
県道 都祁名張線	名張市安部田字平岩谷3498番2地内	平成19年3月30日
県道 小船紀宝線	熊野市紀和町和気字出店757番4から 熊野市紀和町和気字城地428番3まで	平成19年3月30日
県道 長尾板屋線	熊野市紀和町赤木字タピラコ776番1地内	平成19年3月30日
県道 長尾板屋線	熊野市紀和町赤木字タピラコ776番1から 熊野市紀和町大栗須字大堀上ミ79番5まで	平成19年3月30日
県道 鶴殿熊野線	南牟婁郡御浜町大字志原字向荒田770番1から 南牟婁郡御浜町大字志原字向イ山790番まで	平成19年3月30日

三重県告示第260号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり^{しゅん}竣功認可をしました。

なお、関係書類は、松阪市役所に備え置いて、この告示の日から起算して10年間閲覧に供します。

平成19年3月30日

津松阪港港湾管理者 三重県

代表者 三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 ^{しゅん}竣功認可年月日及び番号
平成19年3月30日
三重県指令県土第11-1135号
- 2 免許年月日及び番号
平成13年9月18日
三重県指令港第1144号
- 3 ^{しゅん}竣功認可を受けた者の名称及び住所並びにその代表者の氏名及び住所
^{しゅん}竣功認可を受けた者
三重県
津市広明町13番地
代表者
三重県知事 野呂 昭彦
津市観音寺町446番地20
- 4 埋立ての場所
松阪市大口町字築地1820番3及び1822番1の地先公有水面
- 5 ^{しゅん}竣功面積
1,797.00㎡
- 6 埋立地の用途
ふ頭用地

三重県告示第261号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり^{しゅん}竣功認可をしました。

なお、関係書類は、志摩市役所に備え置いて、この告示の日から起算して10年間閲覧に供します。

平成19年3月30日

の矢港港湾管理者 三重県

代表者 三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 ^{しゅん} 竣功認可年月日及び番号
平成19年3月30日
三重県指令県土第11 - 1134号
- 2 免許年月日及び番号
平成17年2月15日
三重県指令県土第11 - 1093号
- 3 ^{しゅん} 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びにその代表者の氏名及び住所
^{しゅん} 竣功認可を受けた者
三重県
津市広明町13番地
代表者
三重県知事 野呂 昭彦
津市観音寺町446番地20
- 4 埋立ての場所
三重県志摩市磯部町三ヶ所字今里347番、346番及び346番1に面する道路敷前面の堤防敷の地先公有水面、336番地に面する堤防敷の地先公有水面、336番地に面する道路敷前面の堤防敷の地先公有水面並びに昭和60年11月29日付け三重県指令港第948号で竣功認可された埋立地に隣接する公有水面
- 5 ^{しゅん} 竣功面積
536.99m²
- 6 埋立地の用途
海岸保全施設用地

三重県告示第262号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、三重県流域下水道普及啓発施設に係る使用料の徴収事務を次のとおり委託します。

平成19年3月30日

三重県知事 野呂 昭彦

- 1 徴収事務委託先
財団法人三重県下水道公社 三重郡川越町大字亀崎新田80番地2
- 2 委託の開始
平成19年4月1日

三重県告示第263号

三重県屋外広告物条例及び三重県屋外広告物条例施行規則の規定による区域及び区間の指定（昭和57年三重県告示第313号）の一部を次のように改正します。

平成19年3月30日

三重県知事 野呂 昭彦

2の項(1)の表一般国道23号の項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

1 中勢バイパスのうち津市内の区間及び鈴鹿市内の区間

2の項(1)の表一般国道260号の項第1号中「同市志摩町和具地内の市道長谷線との分岐点」を「同市志摩町御座字小浦36番地1」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同表中

「	市道 上津部田2号線 (津市)	全区間	を
「	市道 上津部田2号線 (津市)	全区間	に改める。
	市道 津駅見当山線 (津市)	全区間	

3の項中「松阪市内及び」を削る。

附 則

- 1 この告示は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に一般国道23号の中勢バイパスのうち津市内の区間及び鈴鹿市内の区間において表示されている広告物又は設置されている掲出物件については、改正後の2の項(1)の表中一般国道23号の規定は、この告示の施行の日から3年間は適用しない。

三重県告示第264号

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第20条第2項の規定により、指定登録機関から登録事務を行う事務所の所在地の変更の届出がありましたので、同条第3項の規定に基づき公示します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 指定登録機関の名称等
 - (1) 名称
財団法人三重県建設技術センター
 - (2) 住所
三重県津市島崎町56番地
- 2 指定登録機関が行う登録事務の範囲
高齢者円滑入居賃貸住宅の登録及び登録簿の閲覧の実施に関する事務の全部
- 3 変更後の登録事務を行う事務所の所在地
三重県津市島崎町56番地
- 4 変更年月日
平成19年4月1日

三重県告示第265号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定により、次のとおり会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させます。

この告示は、平成19年4月1日から施行し、出納長の所管に属する事務の一部を委任した出納員（平成18年三重県告示第297号）、出納員の所管に属する事務の一部を委任した会計職員（平成18年三重県告示第298号）及び出納員の所管に属する事務の一部を委任した会計職員（平成18年三重県告示第683号）は、平成19年3月31日限りで廃止します。

なお、この告示の施行の際地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により在職する出納長の任期中に限り、この告示中「会計管理者」とあるのは、「出納長」とします。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

委任を受けた者	委任事務の範囲
1 三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）第5条第2項第1号及び同条第3項から第5項までの規定による出納員	(1) 所属において所掌する収入現金等（歳入歳出外現金を含む。）の出納及び保管を行うこと。 (2) 所属において所掌する有価証券の出納及び保管を行うこと。 (3) 所属に属する物品の出納及び保管を行うこと。 (4) 所属において所掌する支出負担行為に関する確認を行うこと。 (5) 所属において所掌する現金及び財産の記録管理を行うこと。
2 規則第3条第2項第2号に定める出納員	公有財産の記録管理を行うこと。
3 規則第3条第2項第3号の規定による知事が別に定める出納員（地域庁舎において会計支援室地域出納グループの業務を行う出納局職員）	(1) 県民センターが所管する地域に所在する所の現金の出納及び保管を行うこと（県税及びこれに伴う収入に係るものを除く。） (2) 県民センターが所管する地域に所在する所の小切手を振り出すこと（県税及びこれに伴う収入に係るものを除く。） (3) 県民センターが所管する地域に所在する所の現金及び財産の記録管理を行うこと（他の出納員に委任されたものを除く。） (4) 所属において所掌する有価証券の出納及び保管を行うこと。
4 県民センターの出納員	(1) 所管する所の物品の出納及び保管を行うこと（他の出納員に委任されたものを除く。） (2) 所管する所の支出負担行為に関する確認を行うこと（他の出納員に委任されたものを除く。） (3) 所管する所の歳入歳出外現金の出納及び保管を行うこと（他の出

	納員に委任されたものを除く。) (4) 所管する所の入札保証金に代わる有価証券の出納及び保管を行うこと(他の出納員に委任されたものを除く。)
5 東京事務所及び大阪事務所の出納員	(1) 所において所掌する現金の出納及び保管を行うこと。 (2) 所において所掌する小切手を振り出すこと。
6 総務部(税務政策室)、県税事務所及び自動車税事務所の出納員	(1) 所において所掌する県税及びこれに伴う収入現金等の出納及び保管を行うこと。 (2) 所において所掌する県税及びこれに伴う収入に係る小切手の振り出しを行うこと。 (3) 所において所掌する県税及びこれに伴う収入に係る有価証券の出納及び保管を行うこと (4) 所において所掌する県税に係る支出負担行為に関する確認を行うこと。 (5) 所において所掌する県税及びこれに伴う収入に係る現金及び債権の記録管理を行うこと。
7 中央卸売市場の出納員	所において所掌する卸売市場法(昭和46年法律第35号)第26条の規定による保証金に代わる有価証券の出納及び保管を行うこと。

備考 第4号の項から第7号の項までの出納員については、第1号の項各号に掲げる事務を加えて当該事務を委任するものです。

三重県告示第266号

三重県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項及び第6条第1項の知事等が別に定めるものの一部を改正する告示を次のように定めます。

平成19年3月30日

三重県知事 野呂昭彦

三重県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項及び第6条第1項の知事等が別に定めるものの一部を改正する告示

三重県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項及び第6条第1項の知事等が別に定めるもの(平成17年三重県告示第831号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「三重県会計規則(昭和39年三重県規則第15号) 第163条第1項」	を
「三重県指定金融機関等事務取扱規則(平成19年三重県規則第25号) 第43条第1項」	に改める。

附則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

人事委告示

三重県人事委員会告示第2号

労働基準法による適用事業所分類表の決定(平成11年三重県人事委員会告示第4号)の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県人事委員会委員長 渡辺八尋

表12の項中「盲学校、ろう学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

公安委告示

三重県公安委員会告示第38号

幹部交番、交番、警察官駐在所及び検問所の名称、位置及び所管区(昭和45年三重県公安委員会告示第1号)

の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県公安委員会委員長 水谷 令子

表いなべ警察署の項中

「 署所在地	いなべ市のうち 員弁町	を
「 署所在地	いなべ市のうち 員弁町	に改め、
東員交番 員弁郡東員町大字 鳥取	東員町	
「 東員町笹尾交番 員弁郡東員町笹尾 東二丁目	東員町のうち 城山一丁目、城山二丁目、城山三丁目、笹尾東一丁目、笹尾東二丁目、笹尾東三丁目、笹尾東四丁目、笹尾西一丁目、笹尾西二丁目、笹尾西三丁目、笹尾西四丁目、大字大木、大字八幡新田	を削り、
東員町神田警察官駐在所 員弁郡東員町大字 六把野新田	東員町のうち 大字穴太、大字筑紫、大字瀬古泉、大字山田、大字鳥取、大字六把野新田	
東員町大長警察官駐在所 員弁郡東員町大字 長深	東員町のうち 大字中上、大字長深、大字南大社、大字北大社	

同表四日市南警察署の項中

「 四日市市のうち 楠町	を	
「 四日市市のうち 楠町、河原田町、小古曽町の一部（一級河川内部川以南の地域）、大治田一丁目、大治田二丁目、大治田三丁目、大治田町、川尻町の一部（三菱化学川尻工場を除く。）、内堀町、貝塚町	に、	
「 河原田警察官駐在所 四日市市河原田町	四日市市のうち 内堀町、貝塚町、河原田町、小古曽町の一部（沢、五百山）、大治田一丁目、大治田二丁目、大治田三丁目、大治田町、川尻町の一部（三菱化学川尻工場を除く。）	を削り、

「沢、五百山を除く」を「一級河川内部川以南の地域に限る」に改め、

同表四日市西警察署の項中

「 桜警察官駐在所 四日市市桜町	四日市市のうち 智積町、桜町の一部（桜町北、桜町南、桜町西）、桜花台一丁目、桜花台二丁目	を
桜台警察官駐在所 四日市市桜台一丁目	四日市市のうち 桜台本町、桜台一丁目、桜台二丁目、桜台三丁目、桜新町一丁目、桜新町二丁目、桜町の一部（桜町北、桜町南、桜町西を除く。）	
「 桜警察官駐在所 四日市市桜町	四日市市のうち 智積町、桜町、桜台本町、桜台一丁目、桜台二丁目、桜台三丁目、桜新町一丁目、桜新町二丁目、桜花台一丁目、桜花台二丁目	に改め、

同表亀山警察署の項中

「 亀山市のうち 井尻町、菅内町、阿野田町、天神一丁目、天神二丁目、天神三丁目、天神四丁目、和賀町、野村町、山下町、木下町、小野町、太岡寺町、布気町、住山町、椿世町、北町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、高塚町、上野町、小下町、北鹿島町、南鹿島町、東御幸町、御幸町、海本町、野村一丁目、野村二丁目、野村三丁目、野村四丁目、羽若町、亀田町、アイリス町、北山町、東台町、渋谷町、東町一丁目、東町二丁目、西町、南崎町、南野町、北野町、市ヶ坂町、若山町、中屋敷町、江ヶ室一丁目、江ヶ室二丁目、東丸町、西丸町、本丸町	を
亀山市のうち 関町小野、関町木崎、関町古厩、関町萩原、関町福德、関町越川、加太向井、加太神武、加太中在家、加太北在家、関町坂下、関町沓掛、関町市瀬、関町鷺山、関町白木一色、関町会下、関町泉ヶ丘、関町富士ハイツ、関町中町、関町新所、関ヶ丘、関町久我、関町金場、加太市場、加太梶ヶ坂、加太板屋	

「 亀山市のうち 井田川町、川合町、和田町、井尻町、菅内町、阿野田町、天神一丁目、天神二丁目、天神三丁目、天神四丁目、和賀町、海本町、御幸町、市ヶ坂町、若山町、羽若町、住山町、龜田町、アイリス町、樺世町、みずほ台、みどり町、栄町、北町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、高塚町、上野町、小下町、北鹿島町、南鹿島町、東御幸町、南崎町、西町、西丸町、本丸町、中屋敷町、江ヶ室一丁目、江ヶ室二丁目、北山町、東台町、渋倉町、東町一丁目、東町二丁目、東丸町 亀山市のうち 野村一丁目、野村二丁目、野村三丁目、野村四丁目、北野町、南野町、野村町、山下町、木下町、関町古麻、関町萩原、関町福德、関町久我、関町越川、加太向井、加太市場、加太梶ヶ坂、加太神武、加太中在家、加太北在家、加太板屋、関町坂下、関町沓掛、関町市瀬、関町鷺山、関町白木一色、関町会下、太岡寺町、布気町、小野町、関町小野、関町木崎、関ヶ丘、関町新所、関町金場、関町富士ハイツ、関町泉ヶ丘、関町中町
--

に改め、

「 井田川警察官駐在所 亀山市和田町	亀山市のうち 井田川町、川合町、和田町、栄町、みずほ台、みどり町
--------------------------	-------------------------------------

を削り、

同表鈴鹿警察署の項中「鈴鹿市稻生三丁目」を「鈴鹿市五祝町」に改め、同表津警察署の項中「津市一身田町」を「津市一身田大古曾」に改め、同表松阪警察署の項中

「 松阪市のうち 新町、黒田町、大黒田町、田村町、桜町、井村町、田牧町、曲町、川井町、西之庄町、魚町、新座町、殿町、泉町、五反田町一丁目、五反田町二丁目、五反田町三丁目、五反田町四丁目、五反田町五丁目、五月町、内五曲町、外五曲町
--

を

「 松阪市のうち 新町、黒田町、大黒田町、田村町、桜町、井村町、田牧町、殿村町、八重田町、日丘町、伊勢寺町、岩内町、小阿坂町、大阿坂町、小野町、美濃田町、上ノ庄町、中ノ庄町、六軒町、松崎浦町、松ヶ島町、市場庄町、久米町、塚本町、川井町、西之庄町、魚町、新座町、殿町、泉町、五反田町一丁目、五反田町二丁目、五反田町三丁目、五反田町四丁目、五反田町五丁目、五月町、内五曲町、外五曲町、曲町、野村町、深長町
--

に改め、

「 松ヶ崎警察官駐在所 松阪市松崎浦町	松阪市のうち 六軒町、松崎浦町、松ヶ島町、塚本町
---------------------------	-----------------------------

、

「 伊勢寺警察官駐在所 松阪市深長町	松阪市のうち 美濃田町、野村町、深長町、殿村町、八重田町、日丘町、伊勢寺町、岩内町、小阿坂町、大阿坂町、小野町
--------------------------	--

及び

「 米之庄警察官駐在所 松阪市久米町	松阪市のうち 久米町、上ノ庄町、中ノ庄町、市場庄町
--------------------------	------------------------------

を削り、

同表尾鷲警察署の項中

「 尾鷲駅前交番 尾鷲市中村町	尾鷲市のうち 大字天満浦、北浦町、北浦東町、北浦西町、港町、朝日町、林町、瀬木山町、小川東町、小川西町、新田町、光ヶ丘、大字南浦の一部（二級河川「中川」以北の地域）、馬越町、中井町、栄町、中村町、中央町、南陽町、上野町、大滝町、泉町、大字中井浦、倉ノ谷町、坂場町、坂場西町、座ノ下町、宮ノ上町、野地町、古戸町、古戸野町、未広町
-----------------------	--

を

「 大曾根警察官駐在所 尾鷲市大字大曾根浦	尾鷲市のうち 大字行野浦、大字大曾根浦、大字向井、大字矢浜、矢浜大道、矢浜真砂、矢浜岡崎町、矢浜一丁目、矢浜二丁目、矢浜三丁目、矢浜四丁目、大字南浦の一部（尾鷲駅前交番の所管区を除く。）桂ヶ丘、中川、国市松泉町
-----------------------------	--

」

「 尾鷲駅前交番 尾鷲市中村町	尾鷲市のうち 大字天満浦、港町、朝日町、林町、瀬木山町、中川、国市松泉町、大字向井、大字大曾根浦、大字行野浦、矢浜大道、矢浜真砂、矢浜岡崎町、矢浜一丁目、矢浜二丁目、矢浜三丁目、矢浜四丁目、大字矢浜、桂ヶ丘、新田町、光ヶ丘、大字南浦、馬越町、北浦東町、北浦西町、北浦町、中井町、栄町、中村町、中央町、南陽町、小川東町、小川西町、上野町、大滝町、泉町、大字中井浦、倉ノ谷町、坂場町、坂場西町、座ノ下町、宮ノ上町、野地町、古戸町、古戸野町、未広町
-----------------------	--

に改め、

」

同表熊野警察署の項中

「 二木島警察官駐在所 熊野市二木島町	熊野市のうち 須野町、南母町、二木島町、二木島里町	を
新鹿警察官駐在所 熊野市新鹿町	熊野市のうち 新鹿町、遊木町	

「 新鹿警察官駐在所 熊野市新鹿町	熊野市のうち 須野町、南母町、二木島町、二木島里町、遊木町、新鹿町	に改め、
-------------------------	--------------------------------------	------

同表伊賀警察署の項中「野間」の次に「、諏訪」を加え、

「 河合警察官駐在所 伊賀市馬場	伊賀市のうち 田中、馬場、円徳院、川合、波敷野、石川、馬田、千貝、阿山ハイツ	を
丸柱警察官駐在所 伊賀市丸柱	伊賀市のうち 音羽、諏訪、丸柱	

「 河合警察官駐在所 伊賀市馬場	伊賀市のうち 田中、馬場、円徳院、阿山ハイツ、川合、波敷野、音羽、丸柱、石川、馬田、千貝	に改め、
------------------------	---	------

同表名張警察署の項中

「 名張市のうち 鴻之台一番町、鴻之台二番町、鴻之台三番町、鴻之台四番町、鴻之台五番町、平尾、桜ヶ丘、鍛冶町、新町、南町、大谷、短野、下三谷、夏秋、松原町、東町、栄町、丸之内、榊町、中町、上本町、柳原町、本町、元町、豊後町、木屋町、松崎町、上八町、朝日町、大屋戸、梅が丘南一番町、梅が丘南二番町、梅が丘南三番町、梅が丘南四番町、梅が丘南五番町、梅が丘北一番町、梅が丘北二番町、梅が丘北三番町、梅が丘北四番町、梅が丘北五番町	を
---	---

「 名張市のうち 中知山、青蓮寺、南百合が丘、百合が丘東一番町、百合が丘東二番町、百合が丘東三番町、百合が丘東四番町、百合が丘東五番町、百合が丘東六番町、百合が丘東七番町、百合が丘東八番町、百合が丘東九番町、百合が丘西一番町、百合が丘西二番町、百合が丘西三番町、百合が丘西四番町、百合が丘西五番町、百合が丘西六番町、箕曲中村、瀬古口、鍛冶町、新町、南町、大谷、短野、下三谷、梅が丘南一番町、梅が丘南二番町、梅が丘南三番町、梅が丘南四番町、梅が丘南五番町、梅が丘北一番町、梅が丘北二番町、梅が丘北三番町、梅が丘北四番町、梅が丘北五番町、夏秋、松原町、大屋戸、東町、鴻之台一番町、鴻之台二番町、鴻之台三番町、鴻之台四番町、鴻之台五番町、夏見、桜ヶ丘、平尾、栄町、丸之内、榊町、中町、上本町、柳原町、本町、元町、豊後町、木屋町、朝日町、上八町、松崎町	に改め、
--	------

「 箕曲警察官駐在所 名張市夏見	名張市のうち 中知山、青蓮寺、箕曲中村、瀬古口、夏見、百合が丘東一番町、百合が丘東二番町、百合が丘東三番町、百合が丘東四番町、百合が丘東五番町、百合が丘東六番町、百合が丘東七番町、百合が丘東八番町、百合が丘東九番町、百合が丘西一番町、百合が丘西二番町、百合が丘西三番町、百合が丘西四番町、百合が丘西五番町、百合が丘西六番町、南百合が丘	を削る。
------------------------	--	------

訓 令

三重県訓令第3号

庁 中 一 般
地 域 機 関

三重県公印取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成19年3月30日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

三重県公印取扱規程の一部を改正する訓令

三重県公印取扱規程(昭和32年三重県庁訓第635号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「~~ヲ~~」を「~~ハ~~」に改める。

第2号様式中「総務部長様」を「総務部長あて」に改める。

第3号様式から第6号様式までの規定中「総務部法務・文書室長様」を「総務部法務・文書室長あて」に改める。

附則

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により在職する出納長の任期中に限り、改正前の第2条の規定は、この訓令の施行後も、なおその効力を有する。

三重県訓令第4号

庁中一般
地域機関

三重県電子署名の実施に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成19年3月30日

三重県知事 野呂昭彦

三重県電子署名の実施に関する訓令の一部を改正する訓令

三重県電子署名の実施に関する訓令（平成15年三重県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中工及びオを削り、力を工とし、キを削り、クをオとする。

別表中 「

副知事署名
出納長署名
出納長職務代理者署名

」 を「

副知事署名

」に改め、同表副出納長署名の項を削る。

附則

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により在職する出納長の任期中に限り、改正前の第3条及び別表の規定は、この訓令の施行後も、なおその効力を有する。

三重県訓令第5号

庁中一般
地域機関

三重県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成19年3月30日

三重県知事 野呂昭彦

三重県公文書管理規程の一部を改正する訓令

三重県公文書管理規程（平成18年三重県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1その1例示欄中「出納長名」を「会計管理者名」に改め、同表発信者名欄中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別表第3第1号の項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第7号様式中

「

		決裁区分	

を

分類記号 簿冊管理番号		保存期間	30 10 5 3 1 1未
----------------	--	------	----------------

「

		決裁区分	

に改める。

簿冊名		保存期間	30 10 5 3 1 1未
分類記号 簿冊管理番号		保存期間	30 10 5 3 1 1未

附則

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により在職する出納長の任期中に限り、改正前の別表第1及び別表第3の規定は、この訓令の施行後も、なおその効力を有する。

三重県訓令第6号

県土整備部
松阪建設事務所

三重県宮川ダム管理規程を廃止する訓令を次のように定めます。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県宮川ダム管理規程を廃止する訓令

三重県宮川ダム管理規程（昭和32年三重県庁訓第456号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

監査委員訓令

三重県監査委員訓令第1号

監査委員事務局

三重県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成19年3月30日

三重県監査委員 鈴 木 周 作
三重県監査委員 福 山 瞳 樹
三重県監査委員 岡 部 栄 樹
三重県監査委員 秋 月 功

三重県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

三重県監査委員事務局規程（昭和47年三重県監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表1(1)の表第7号の項を次のように改める。

7	三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下この項において「規則」という。）の施行に関する事務	1 規則第8条第1項の規定による金品亡失（損傷）報告書の受理（異例又は重要と認められるものを除く。）				
		2 規則第26条第1項の規定による不納欠損処分承認				
		3 規則第114条の規定による物品の寄附の承認（負担付寄附を除く。）				

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営かんがい排水事業（水管理改良型）宮川4工区その2地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に異議申立てをすることができます。また、土地改良法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、三重県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写
- 縦覧の期間
平成19年4月2日から同月27日まで
- 縦覧の場所

伊勢市役所農林課 (伊勢市岩渕1丁目7-29)
明和町役場産業課 (多気郡明和町大字馬之上945)

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条第1項の規定により、県営基幹水利施設補修事業野篠地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に異議申立てをすることができます。また、土地改良法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、三重県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成19年3月30日

三重県知事 野呂昭彦

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写
- 2 縦覧の期間
平成19年4月2日から同月27日まで
- 3 縦覧の場所
玉城町役場農林商工チーム (度会郡玉城町田丸114-2)

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条の3第1項の規定により、県営一般農道整備事業久居東部地区計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第87条の3第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に異議申立てをすることができます。また、土地改良法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、三重県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成19年3月30日

三重県知事 野呂昭彦

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写
- 2 縦覧の期間
平成19年4月2日から同月27日まで
- 3 縦覧の場所
津市役所久居総合支所産業課 (津市久居東鷹跡町246)

肥料取締法 (昭和25年法律第127号) 第7条の規定により、次の肥料を登録しました。

平成19年3月30日

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)			その他の規格	生産業者		登録年月日
			窒素全量	りん酸全量	加里全量		氏名又は名称	住所	
三重県第1259号	副産植物質肥料	大豆蛋白発酵肥料 豆の恵み	4.5			該当なし	サンジルス醸造株式会社	三重県桑名市明星通り1-572-1	平成17年4月18日
三重県第1260号	加工家きんふん肥料	Suzuka有機	4.0	3.0	2.0	含有を許される有害成分の最大量その他の制限事項は公定規格のとおり	有限会社鈴鹿ポーター	三重県鈴鹿市上田町1778-2	平成18年1月25日
三重県第1261号	魚かす粉末	魚粉末	7.0	6.0		該当なし	有限会社岩倉	大阪府藤井寺市川北三丁目1番4号	平成18年3月31日

三重県第1262号	魚かす粉末	魚粉末	7.0	6.0		該当なし	有限会社クリエ・ジャパン	大阪府柏原市国分東条町3番5号	平成18年3月31日
三重県第1263号	魚かす粉末	魚粉末	6.0	6.0		該当なし	有限会社クリエ・ジャパン	大阪府柏原市国分東条町3番5号	平成18年3月31日
三重県第1264号	魚かす粉末	8・5魚かす粉末	8.0	5.0		該当なし	株式会社服部	三重県四日市市広永町577番地	平成18年6月28日
三重県第1265号	肉骨粉	チキンポークミール	8.0	5.0		その他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社中部ケミカル	三重県津市白山町三ヶ野772	平成18年7月24日
三重県第1266号	蒸製毛粉	フェザーミール	13.0			該当なし	株式会社中部ケミカル	三重県津市白山町三ヶ野772	平成18年7月24日

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新しました。
平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)							その他の規格	生産業者		登録有効期間
			窒素全量	りん酸全量	内く溶性りん酸	加里全量	内く溶性加里	内水溶性加里	く溶性苦土		アルカリ分	氏名又は名称	
三重県第1108号	混合有機質肥料	7.0 有機混合肥料	7.0	6.0						含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり	三昌物産株式会社	三重県四日市市大字塩浜180番地	平成20年10月23日
三重県第1171号	乾燥菌体肥料	5.0 乾燥菌体肥料	5.0	2.5						含有を許される有害成分の最大量その他制限事項は公定規格のとおり	敷島スターチ株式会社	三重県鈴鹿市長太栄町5丁目5番1号	平成21年2月7日
三重県第1172号	乾燥菌体肥料	6.0 乾燥菌体肥料	6.0	3.0						含有を許される有害成分の最大量その他制限事項は公定規格のとおり	敷島スターチ株式会社	三重県鈴鹿市長太栄町5丁目5番1号	平成21年2月7日
三重県第1182号	混合有機質肥料	混合有機質肥料	4.0	4.0		1.0				含有を許される有害成分の最大量その他制限事項は公定規格のとおり	株式会社藤澤	三重県四日市市九の城町4番21号	平成21年8月11日
三重県第1189号	魚廃物加工肥料	5.5 魚廃物加工肥料	5.5	3.5						含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり	海山漁業協同組合	三重県北牟婁郡紀北町海山区引本浦616-41	平成22年2月23日
三重県第1202号	混合有機質肥料	混合有機質肥料1号	4.0	3.0						含有を許される有害成分の最大量その他制限事項は公定規格のとおり	有限会社岩倉	大阪府藤井寺市川北3丁目1番4号	平成21年2月11日
三重県第1205号	副産動物質肥料	6.0 副産動物質肥料	6.0							含有を許される有害成分の最大量その他制限事項は公定規格のとおり	有限会社岩倉	大阪府藤井寺市川北3丁目1番4号	平成21年11月14日

三重県第1208号	混合有機質肥料	サンペレ6	6.0	5.0							含有を許される有害成分の最大量その他制限事項は公定規格のとおり	三昌物産株式会社	三重県四日市市大字塩浜180番地	平成20年5月22日
三重県第1216号	とうもろこしはい芽油かす及びその粉末	ジャーム粕	3.0	1.0							該当なし	辻製油株式会社	三重県松阪市嬉野新屋庄町565番地の1	平成23年10月21日
三重県第1217号	副産植物質肥料	コーンスティープリカー	5.5	6.0		5.0					該当なし	辻製油株式会社	三重県松阪市嬉野新屋庄町565番地の1	平成20年12月16日
三重県第1220号	とうもろこしはい芽油かす及びその粉末	とうもろこし粕	3.0	1.0							該当なし	茂利製油株式会社	三重県伊勢市西豊浜町1825番地	平成24年3月28日
三重県第1221号	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料	5.0	2.0							含有を許される有害成分の最大量その他制限事項は公定規格のとおり	辻製油株式会社	三重県松阪市嬉野新屋庄町565番地の1	平成21年3月30日
三重県第1222号	魚かす粉末	肥料用魚粉	8.5	7.0							該当なし	尾鷲水産加工センター株式会社	三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島2715番地の6	平成24年3月30日
三重県第1224号	混合有機質肥料	EM混合有機質肥料	2.5	4.5		2.0					含有を許される有害成分の最大量その他制限事項は公定規格のとおり	株式会社そつたく	三重県鈴鹿市下大久保町字北山崎975番地の2	平成22年2月9日
三重県第1234号	混合有機質肥料	混合有機質肥料660号	6.0	6.0							含有を許される有害成分の最大量その他制限事項は公定規格のとおり	九鬼肥料工業株式会社	三重県四日市市西末広町4番17号	平成22年2月22日
三重県第1237号	副産石灰肥料	かき殻肥料しおさい								48.0	含有を許される有害成分の最大量その他制限事項は公定規格のとおり	財団法人鳥羽市開発公社	三重県鳥羽市浦村町字春尻826番地	平成20年12月26日
三重県第1238号	魚かす粉末	A R I S A	7.0	5.0							該当なし	有限会社蓮華	三重県尾鷲市三木浦町277番地	平成24年5月8日
三重県第1240号	加工家きんぶん肥料	作物の友	2.5	2.5		1.0					含有を許される有害成分の最大量その他制限事項は公定規格のとおり	高木善康	三重県鈴鹿市椿一宮町1606-7	平成21年8月20日
三重県第1244号	配合肥料	有機入り配合肥料1号			24.0	21.0	16.0	15.0	4.0	5.5	含有を許される有害成分の最大量その他制限事項は公定規格のとおり	大協肥糧株式会社	大阪府藤井寺市川北2丁目1番29号	平成20年10月7日

三重県第1246号	配合肥料	有機入り配合肥料3号	1.0	32.0	28.0						含有を許される有害成分の最大量その他制限事項は公定規格のとおり	大協肥糧株式会社	大阪府藤井寺市川北2丁目1番29号	平成21年4月10日
三重県第1252号	副産植物質肥料	グルテンフィード	2.8	1.0		1.5					該当なし	敷島スターチ株式会社	三重県鈴鹿市長太米町5丁目5番1号	平成21年11月26日
三重県第1253号	副産石灰肥料	白砂生長								40.0	含有を許される有害成分の最大量その他制限事項は公定規格のとおり	白塚水産加工業協同組合	三重県津市白塚町4938番地の50	平成22年1月19日
三重県第1254号	混合有機質肥料	神協有機2号	2.0	9.0							含有を許される有害成分の最大量その他制限事項は公定規格のとおり	神協産業株式会社	山口県熊毛郡田布施町大字波野962番地の1	平成22年2月8日
三重県第1255号	副産動物質肥料	エキス粕	4.0	6.0							含有を許される有害成分の最大量その他制限事項は公定規格のとおり	株式会社チキン上野	三重県伊賀市市部1519番地の1	平成22年2月15日
三重県第1256号	混合有機質肥料	リップシード	3.0	1.5		1.5					含有を許される有害成分の最大量その他制限事項は公定規格のとおり	フジサワ化成株式会社	三重県四日市市九の城町4番21号	平成22年2月28日

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定により、次の肥料の登録事項を変更しました。
平成19年3月30日

三重県知事 野呂昭彦

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者氏名 又は名称及び住 所	変更 年月日	変更のあった事項	
					新	旧
三重県第1259号	副産植物質肥料	大豆蛋白発酵肥料 豆の恵み	サンジルス醸造株式会社 桑名市明正通一丁目572の1	平成19年3月7日	住所の変更 三重県桑名市明正通一丁目572の1	三重県桑名市明星通り1-572-1

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効しました。
平成19年3月30日

三重県知事 野呂昭彦

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)			その他の規格	生産業者	
			窒素全量	りん酸全量	加里全量		氏名又は名称	住所
三重県第1181号	混合有機質肥料	混合有機質肥料541号	5.0	4.0	1.0	含有を許される有害成分の最大量その他制限事項は公定規格のとおり	株式会社藤本産業	三重県伊賀市馬場375番地

三重県第1206号	肉骨粉	8.0肉骨粉	8.0	10.0		該当なし	三重食品化学協業組合	三重県津市白山町三ヶ野字丸山769番地
三重県第1210号	蒸製毛粉	6.0蒸製毛粉	6.0			該当なし	稲葉 和彦	三重県四日市水沢町5200番地の2
三重県第1236号	その他の草本性植物油かす及びその粉末	サフラワー油かす粉末	3.0	1.0	1.0	該当なし	味の素製油株式会社	三重県四日市市末広町2番2号
三重県第1239号	蒸製毛粉	三昌フェザー	6.0			該当なし	三昌物産株式会社	三重県四日市市大字塩浜180番地
三重県第1248号	魚かす粉末	8 - 5魚かす粉末	8.0	5.0		該当なし	服部 浩二	三重県四日市市広永町577
三重県第1250号	加工家きんぶん肥料	S u z u k a有機	4.0	4.0	2.0	含有を許される有害成分の最大量その他制限事項は公定規格のとおり	有限会社鈴鹿ポーター	三重県鈴鹿市上田町1778 - 2
三重県第1257号	混合有機質肥料	みのり発酵米ぬか混合肥料	2.5	5.0	2.0	含有を許される有害成分の最大量その他制限事項は公定規格のとおり	株式会社みのり	三重県鈴鹿市上野町字西野1103番地10

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により営業の停止を命じたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 処分をした年月日
平成19年3月22日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号
三宅土木株式会社 代表者 三宅 一明
三重県四日市市諏訪町13番地13号
三重県知事許可（特 - 17）第1288号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲
公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの
 - (2) 停止を命ずる期間
平成19年4月5日から同月26日までの22日間
- 4 処分の原因となった事実
三宅土木株式会社は、平成16年9月30日を審査基準日とする経営事項審査において、完成工事高を過大に計上して虚偽の申請を行い、その申請に基づき得た経営事項審査結果通知書をもって公共事業の発注者に対して入札参加資格申請等を行った。
また、同社は、四日市港管理組合が平成15年3月に発注した「霞ヶ浦南埠頭用地第三期造成（載荷盛土撤去）工事」において、適正な施工体制台帳及び施工体系図を作成しなかった。
これらのことは、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により営業の停止を命じたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 処分をした年月日
平成19年3月22日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号
信藤建設株式会社 代表者 伊藤 秀樹

三重県四日市市川合町2番地
三重県知事許可(特-17)第909号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

(2) 停止を命ずる期間

平成19年4月5日から同月19日までの15日間

4 処分の原因となった事実

信藤建設株式会社は、平成16年11月30日を審査基準日とする経営事項審査において、完成工事高を過大に計上して虚偽の申請を行い、その申請に基づき得た経営事項審査結果通知書をもって公共事業の発注者に対して入札参加資格申請等を行った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により営業の停止を命じたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 処分をした年月日

平成19年3月22日

2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号

株式会社美谷土建 代表者 美谷 哲樹

三重県鈴鹿市北江島町4番33号

三重県知事許可(特-14)第1375号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

(2) 停止を命ずる期間

平成19年4月5日から同月19日までの15日間

4 処分の原因となった事実

株式会社美谷土建は、平成17年7月31日を審査基準日とする経営事項審査において、完成工事高を過大に計上して虚偽の申請を行い、その申請に基づき得た経営事項審査結果通知書をもって公共事業の発注者に対して入札参加資格申請等を行った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により営業の停止を命じたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 処分をした年月日

平成19年3月22日

2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号

株式会社河北組 代表者 河北 宗喜

三重県四日市市塩浜2605

三重県知事許可(特-18)第801号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

(2) 停止を命ずる期間

平成19年4月5日から同月19日までの15日間

4 処分の原因となった事実

株式会社河北組は、平成16年9月20日を審査基準日とする経営事項審査において、完成工事高を過大に計上して虚偽の申請を行い、その申請に基づき得た経営事項審査結果通知書をもって公共事業の発注者に対して入札参加資格申請等を行った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により営業の停止を命じたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 処分をした年月日

平成19年3月22日

2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号

日進建設株式会社 代表者 南中 成昭

三重県四日市市楠町北五味塚2060番地の79

三重県知事許可（特 - 16・18）第1105号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

(2) 停止を命ずる期間

平成19年4月5日から同月19日までの15日間

4 処分の原因となった事実

日進建設株式会社は、平成17年6月30日を審査基準日とする経営事項審査において、完成工事高を過大に計上して虚偽の申請を行い、その申請に基づき得た経営事項審査結果通知書をもって公共事業の発注者に対して入札参加資格申請等を行った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量が平成19年3月9日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 作業種類

基本測量（土地条件調査）

2 作業地域

尾鷲市、熊野市、多気郡大台町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡紀宝町及び同郡御浜町

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 都市計画の種類及び名称

桑名都市計画下水道

流域関連いなべ市員弁町公共下水道

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策室

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
桑名都市計画公園
4・4・2号 いなべ公園
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策室

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
大安都市計画下水道
流域関連いなべ市大安町公共下水道
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策室

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
北勢都市計画公園
2・2・1号 北野公園
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策室

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可を受けましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
四日市都市計画道路事業
3・2・3号富田山城線
- 2 施行者の名称
三重県
- 3 事務所の所在地
四日市市新正4丁目21-5
四日市建設事務所
- 4 事業地の所在
事業地を表示する図面において表示します。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可を受けましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
四日市都市計画道路事業
3・4・61号朝日中央線
- 2 施行者の名称
三重県
- 3 事務所の所在地
四日市市新正4丁目21-5
四日市建設事務所
- 4 事業地の所在
事業地を表示する図面において表示します。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可を受けましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
伊勢都市計画道路事業
3・4・16号秋葉山高向線
3・5・55号一之木宮川橋線
- 2 施行者の名称
三重県
- 3 事務所の所在地
伊勢市勢田町622
伊勢建設事務所
- 4 事業地の所在
事業地を表示する図面において表示します。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可を受けましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
亀山都市計画道路事業
3・5・10号東町野登線
- 2 施行者の名称
三重県
- 3 事務所の所在地
鈴鹿市西条5丁目117番地
鈴鹿建設事務所
- 4 事業地の所在
事業地を表示する図面において表示します。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
---------	--------------------	----------------

平成19年 3月2日	員弁郡東員町大字六把野新田字長田205	桑名市長島町又木344 - 1 加藤 よ志子
平成19年 3月2日	桑名市赤尾台7丁目3	東京都千代田区大手町2丁目7 - 1 川商リアルエステート株式会社 代表取締役 粕谷 實
平成19年 3月2日	三重郡川越町大字北福崎字宮西77	愛知県稲沢市松下2丁目3 - 7 愛松建設株式会社 代表取締役 村松 博史
平成19年 3月5日	伊勢市小俣町明野346 - 1	津市高茶屋小森上野町字南浜替1155 株式会社サントピアホーム 代表取締役 澤田 正幸
平成19年 3月5日	伊勢市上地町字中郷西623	伊勢市御園町王中島797 有限会社オールウィン 代表取締役 崎地 和幸
平成19年 3月5日	いなべ市員弁町坂東新田字五番割148 - 3ほか1筆	いなべ市員弁町笠田新田2134 - 1 二井 智広
平成19年 3月6日	松阪市石津町字門ノ前192の一部ほか5筆	松阪市大平尾町53 - 1 伊藤 清 伊藤 俊次
平成19年 3月7日	桑名市大字東方字上之越1510 - 1ほか1筆	津市栗真中山町190 株式会社トップハウス 代表取締役 浪岡 昭
平成19年 3月7日	員弁郡東員町大字八幡新田字村東287 - 6	三重郡菟野町大字菟野3063 - 1 西川 将太 西川 悦子
平成19年 3月7日	桑名市大字和泉字へノ割644 - 1	桑名市大字和泉84 寺本 善行
平成19年 3月9日	伊勢市小俣町明野1617 - 5ほか1筆	伊勢市小俣町明野1234 株式会社下村住建 代表取締役 下村 尚
平成19年 3月9日	伊勢市村松町明野1384 - 5ほか6筆	愛知県名古屋市中区大須4丁目10 - 32 大和リビング株式会社名古屋支店 支店長 三好 光彦
平成19年 3月12日	三重郡朝日町大字縄生字五福田1945	愛知県名古屋市千種区丘上町2丁目42 - 5 水谷 照吉
平成19年 3月13日	多気郡明和町大字南藤原字一水口751ほか2筆	松阪市鎌田町234 - 1 医療法人社団嘉祥会 理事長 堀江 良秋
平成19年 3月14日	亀山市野村1丁目346 - 1ほか2筆	亀山市野村3丁目6 - 21 大平 みつ子
平成19年 3月14日	亀山市菅内町字東野1127 - 1ほか2筆	津市安濃町安濃2560 - 114 株式会社小林運輸 代表取締役 小林 俊二
平成19年 3月15日	桑名市多度町柚井字関東1241 - 3	愛知県名古屋市守山区天子田2丁目108 - 1 森下 浩司 森下 都

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 委託業務名 三重県消防学校清掃管理業務
- 2 委託期間 平成19年4月1日から平成22年3月31日まで
- 3 入札担当部局 三重県鈴鹿市西条5丁目117（三重県鈴鹿庁舎2階）
三重県出納局会計支援室 地域出納グループ（鈴鹿市駐在）
- 4 落札者決定日 平成19年3月16日

- 5 落札者 三重県津市丸之内24番16号
タカノ商事株式会社
代表取締役 赤塚高之
- 6 落札金額 28,800,000円
- 7 契約方法 一般競争入札
- 8 入札公告日 平成19年2月2日

お知らせ

物件等（工事以外）一般競争入札（政府特定調達契約に係る入札を除く。）について、公告の方法を次のとおりとし、三重県公報への登載は行いませんので注意してください。

平成19年3月30日

三重県知事 野呂昭彦

- 1 公告の方法
三重県ホームページの県政の運営、入札（物件等）に掲載します。
- 2 開始日
平成19年4月2日（月）
- 3 問い合わせ先
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局出納総務室契約調整グループ
電話 059-224-2772
ファクシミリ 059-224-2784

正誤

平成18年8月8日付け三重県公報第1802号に登載しました、保安林の指定を解除する予定である旨の通知の告示中

ページ	行	誤	正
3	下から12	急傾斜地崩壊対策事業用地	急傾斜地崩壊防止施設用地

平成18年12月8日付け三重県公報第1837号に登載しました、道路の供用開始及びその関係図面の縦覧の告示中

ページ	行	誤	正
8	32	北牟婁郡紀北町紀伊長島区海野字 谷田878番2地先から	北牟婁郡紀北町紀伊長島区古里字谷 田878番2地先から
8	34	北牟婁郡紀北町紀伊長島区海野字 尻掛958番1地先まで	北牟婁郡紀北町紀伊長島区古里字尻 掛958番1地先まで

毎週火、金曜日発行
購読料（送料並びに消費税及び地方税含む。）
1箇月 3,000円
1箇年 36,000円
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。
<http://www.pref.mie.jp/>

平成19年3月30日発行
津市広明町13番地
三重県
印刷・販売株式会社伊勢出版
〒514-0815 津市藤方亀の越977
TEL 059-225-8212(代) FAX 059-225-9431